

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 30 日
開会 10 時 58 分 閉会 11 時 05 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 藤谷謹至 田口廣之 谷口和弥
千葉幹雄 寺林俊幸 乾邦廣 藤原孟 (計 19 名)
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 5 傍聴者 眞尾記者 (勝毎) 長谷川記者 (道新)
- 6 審査事件
 - 1 委員長の互選について
 - 2 副委員長の互選について
 - 3 次回の開催日時について
 - 4 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会議案

日 時 平成29年8月30日(水)
10時58分～11時05分
場 所 役場3階会議室

1 委員長の互選について

委員長 寺林 俊幸

2 副委員長の互選について

副委員長 田口 廣之

3 次回の開催日時について

- ・ 日 時 9月7日(木) 10時00分～
- ・ 場 所 役場3階会議室

4 その他

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 7 日
開会 10 時 00 分 閉会 10 時 53 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 田口廣之
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 藤谷謹至 谷口和弥
千葉幹雄 乾邦廣 藤原孟 (議長 芳滝仁)
- 4 傍聴者 眞尾記者 (勝毎) 長谷川記者 (道新) 大坂記者 (建設)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 政策推進課長 山端広和
政策推進課副主幹 西明正博
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 第6期幕別町総合計画について
(1) 策定スケジュール
(2) 基本構想(案)中間報告
(3) その他
2 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(寺林俊幸) ただいまより、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を開催いたします。

本日の日程については、お手元に配布のとおりであります。

1番、第6期幕別町総合計画についてということで、策定スケジュールの報告をいただきまして、その後、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。その後、基本構想(案)中間報告についての説明をいただき、皆さんから質問、ご意見をいただきたいと思いますというふうに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、飯田町長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

町長。

○町長(飯田晴義) おはようございます。

きょうから、実質的な審議が始まるということで、審議にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

総合計画の策定につきましては、先の行政報告の中でも、取組経過等について報告をさせていただいたところでありますけれども、7月26日に策定審議会に諮問をさせていただきまして、そして、8月25日に基本構想の中間報告をいただいたところであります。

今後は、今、基本構想ができ上がりましたことから、基本構想に基づく基本計画につきまして、二つの部会に分かれて審議をしていただいているところであります。

今後につきましては、10月の中旬にパブリックコメントを実施しまして、そして、11月の下旬には答申をいただく予定となっているところであります。

町といたしましては、これを受けまして12月1日開会予定の第4回町議会定例会に基本構想について提案をさせていただく予定でございます。

今回の総合計画、何といたっても、最大のテーマは人口減少対策だろうというふうに考えているところであります。一口に人口減少対策といっても簡単なことではないわけで、定住対策、子育て、教育支援、あるいは防災、高齢者対策、あらゆる分野の施策を総動員して、それでもどうかなということになるわけで、やはり、合計特殊出生率をある程度引き上げることが、まず大事でありますし、そして、十勝管内35万人の人口の取り合いということになりましようけれども、他よりも優れた施策、住んでみたいと思うような施策を打ち出すことによって幕別町に住んでいただくと。そのような二本立てが必要であろうというふうに思っておりますので、各分野の中でそういった気持ちをちりばめた総合計画にしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

総合計画につきましては、地方自治法の改正によりまして、議決を経なくても良いということになったわけでありますけれども、本町としましては、議会とともにまちづくりの基本計画といいますか、方向性をしっかりと議論したいと、そのような思いから議決事件にさせていただいたわけであります。

これから、3月までとなると長い期間になりますけれども、どうか一緒になってこの

まちづくりの方向性について議論をしていただければありがたいというふうに思います。

どうかご協力いただきますことをお願い申しあげまして、一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（寺林俊幸） それでは、(1)策定スケジュールについて説明を求めたいと思います。

政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） それでは、私のほうから(1)策定スケジュールにつきましてご説明申し上げます。

資料の1で、スケジュールを添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第6期幕別町総合計画素案の策定にあたりましては、昨年8月に策定委員会と策定部会、専門部会を設置いたしまして、これまで、内部の課長職をはじめとする専門部会、3部会を4回実施しており、スケジュールにあります総合計画策定委員会につきましては、委員長に副町長をトップとし、部長職で構成しておりますが、本年5月に第2回の委員会を開催し、8月9日までに5回開催し基本構想基本計画の素案を策定してまいりました。

今後につきましては、9月27日と11月24日の開催を予定しております。

表の2番になりますが、策定審議会につきましては、教育委員や農業委員の他、各種団体、公募委員など30人で構成するもので、第1回の審議会を7月の26日に開催いたしまして、委員の委嘱、諮問を行いまして、8月25日までに4回の審議を重ねまして、基本構想の審議をいただき、先月25日の第4回審議会におきまして、基本構想の中間報告をいただいたところでございます。

同時に基本計画を審議するにあたりまして、審議会の内部に部会を二つ設置いたしまして、これまで、2回の審議を重ねてきております。

今後につきましては、11月までに審議会を3回、部会を1回開催し、パブリックコメントの実施後、答申をいただく予定となっております。

表にあります番号3、「まちづくりワークショップ」につきましては、公募を中心に22人で構成しておりますが、こちらにつきましては、昨年11月26日に第1回のワークショップを開催し、ことしの8月19日までに5回開催しております。

今後、10月14日に第6回のワークショップを開催する予定としております。

パブリックコメントにつきましては、先ほど町長からもお話がありましたが、10月16日から11月15日までの実施を予定し、合わせまして団体意向調査も実施したいと考えております。

以上のスケジュールに基づきまして、事務を進めていきまして12月に議会に提案させていただきたいと考えているところでございます。スケジュールにつきましては以上でございまして。

○委員長（寺林俊幸） スケジュールについて説明が終わりました。これについて質疑をお受けしたいというふうに思いますけれども、質疑のある方は挙手を願います。

ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） それでは、策定スケジュールについての質疑はこれにて終わります。

次、(2)番、基本構想(案)中間報告についての説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） それでは、第6期幕別町総合計画基本構想(案)について、ご説明いたします。

資料2のほうをごらんください。

この、基本構想(案)につきましては、先ほど申しあげました、8月25日に総合計画策定審議会から中間報告を受けたものであります。

表紙のほうを1枚お捲りください。

目次にありますとおり、基本構想は大きく2部構成としておりまして、第1章として計画の策定としまして、目的や社会動向など。第2章といたしましては、町の将来像や五つの基本目標、人口指標や総合計画の体系図などの内容としておりまして、現計画であります第5期幕別町総合計画に準じた構成の組み方としております。

1ページ目をごらんください。

「第1章計画の策定にあたって」についてであります。

はじめに、「第1節計画策定の目的」として、「1策定の背景」についてであります。

ここでは、総合計画の基本部分であります基本構想につきましては、平成23年自治法の一部改正により策定義務がなくなりましたが、基本構想はまちづくりの指針でありますことから、本町では28年に町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正し、議決案件に加え、本計画がまちづくりの最上位に位置付ける計画とするものであります。

次に、「策定の趣旨」についてであります。

ここでは、第6期幕別町総合計画の策定に至る経過を記載しております。

平成18年2月の幕別町と忠類村の合併の際に策定しました、新町まちづくり計画の基本理念を継承し発展させた現計画であります、第5期幕別町総合計画を平成20年3月に策定しましたが、これまでの間、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構造の変化など、社会経済情勢は急激に変化し続けている。このような中、これまで築いてきました施策を点検、継承し、本町の持続的な発展のため、町民、地域、行政が一体となってまちづくりの方向性を示す第6期幕別町総合計画を策定するものであります。

次に、「3計画の期間と構成」についてであります。

本計画の期間につきましては、平成30年を初年度といたしまして、39年までの10年間とするもので、計画の構成はこれまで同様、まちづくりの指針として施策の大綱を定める基本構想、施策の方向性を示す基本計画、別途策定する実施計画で構成するものであります。

2ページ目をお開きください。

「4計画の性格」、「(1)幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係」についてであります。

ここでは、人口ビジョンと総合戦略についての記載をしております。人口減少時代の到来により、国におきましては、人口問題に関する認識の共有、そして、将来の方向を提示するものとしたしまして、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを平成 26 年 12 月に策定するとともに、ビジョンを踏まえ 27 年度から 5 か年の政策目標や、施策の基本方向をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を合わせて策定しております。

本町におきまして、28 年 1 月に幕別町の将来人口を推計した幕別町人口ビジョンと人口減少対策や、地方創生を目的とした、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

総合戦略では雇用や定住、子育てなどについての具体的な施策を定めておりますが、総合戦略と総合計画は独立したのではなく、総合計画は総合戦略を包含し、本町全体の振興・発展を進めるものであります。

次に、「(2)北海道の計画との整合性」については、総合計画の実現性を高めるため、道の総合計画との整合性を図っております。

「(3)他市町村との関係」についてであります。

ここでは、十勝管内市町村と定住自立圏の取組を中心に広域連携を進めてきたこと。そして、今後も自治体間の協力が今まで以上に重視されるとともに、災害の発生時など、十勝圏域を超えての連携を図る必要性があるため、広域的な視点で他の自治体と連携を図り、共通課題の解決に努めていくこととしております。

続きまして、「第 2 節幕別町をとりまく環境と町民の思い」、「1 社会動向」についてであります。ここでは、国内情勢と現状について 5 項目記載しております。

「(1)少子高齢化の進展と人口減少時代の到来」についてであります。

昨年 1 月に策定しました人口ビジョンにおきまして、2060 年には 19,457 人まで減少することが見込まれております。また、年少人口、これは 0 歳から 14 歳までの人口になりますが、この年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口につきましても減少し、65 歳以上の老年人口は増加するため高齢化率につきましては、27 年 3 月末で 28.59%でありましたが、2060 年には 32.07%になると推計しております。

このため、若い世代の定住、安心して子どもを産み育てられる環境、産業振興による仕事づくりなど、各種施策を総動員することが必要としております。

次のページになります。

「(2)国際化の進展と交流人口の増加」についてであります。

情報通信技術の進歩や交通手段の発達により、経済産業などのグローバル化が進んでおり、国際間や地域間の競争が激しくなっていること。また、外国人観光客が増加している現在、多くの自治体では交流人口を増やす取組を進めていることなどから、地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めることが重要としております。

次に、「(3)環境問題、エネルギー問題の深刻化」についてであります。

地球温暖化をはじめとした環境問題が深刻化している問題を踏まえ、その対応として、限りある資源に配慮した循環型社会を推進するとともに、省エネルギーの取組や太陽光をはじめ、バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーの活用が求められるとしておりま

す。

「(4)情報化の推進」についてであります。

I C T、情報通信技術の急速な進歩は、日常生活の利便性の向上や情報のグローバル化、即時性など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしております。テレビやエアコンがインターネットと繋がるなど、近年注目されている、モノのインターネット、いわゆる I o Tの技術革新は、基幹産業である農業、あるいは各種産業の生産性の向上、地域産業の創出、少子高齢化に対する対応などの解決に繋がる可能性があり、社会構造が劇的に変化することが予想されます。

このようなことから、医療、福祉、教育産業などの幅広い分野で情報化に対応した環境づくり、また、これらの技術による情報発信、情報共有などの利活用の推進に取り組む必要があり、同時に個人情報や行政情報の適正管理も一層必要であるとしております。

次に、「(5)地方分権と地域コミュニティ機能の活性化」であります。

ここでは、地方分権の推進により、国から地方への権限や財源が移譲されるなど、自立したまちづくりが求められてきておりまして、多様化する行政課題、住民ニーズを的確に捉え応えていく必要があること。

また、その中で健全な財政運営に取組、持続可能な財政運営を行うことが求められていることや、民間企業のノウハウを活用して行政の推進が必要としております。

また、地域においては、少子高齢化や家族の形態、住民意識の変化を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念され、次の4ページになりますけれども、これからのまちづくりにおきましては、町民と行政が、自助、共助、公助の観点から役割分担を行う協働のまちづくりが一層重要となることとしております。

次に、「2 幕別町の地域特性」についてであります。

ここでは、幕別町の現状や特徴を記載しております。前文は幕別町の地域特性として記載しております。

「(1)三つの地区と人口の現状」についてであります。

幕別地区、札内地区、忠類地区の人口の推移については、国勢調査の数値を基に記載しております。町全体では、平成17年の26,868人から平成27年には26,760人と10年間で108人の微減となっており、地区別では札内地区を除き減少している状況となっております。

続きまして、「(2)就業構造の現状」についてありますが、4ページから5ページにわたりますが、就業者数につきましても、国勢調査の数値を記載しておりますが、平成17年から27年まででいいますと、第1次産業と第2次産業は減少、第3次産業につきましては増加となっております。

「(3)食料供給基地としての役割」についてであります。

ここでは、幕別町の基幹産業であります農業の状況を記載しております。本町の農業につきましては、平成27年農林業センサスによりますと、農家戸数および世帯員数につきましては、10年前と比較し、126戸、683人の減となっております。国内においては、食生活の多くを輸入に頼っており、食料需給率の向上が課題となっていることから、本町においては食料供給基地として他の産業と結び付き、地域経済の活性化にさらなる効果を発揮す

ることが期待されるということで結んでおります。

次に、「(4)パークゴルフ発祥の地」についてであります。

ここでは、パークゴルフが国内は元より世界中に広がっていること。健康増進や地域とのコミュニケーションを支えているということで結んでおります。

次に、「(5)スポーツに親しむ町」についてであります。

幕別町では近年、福島千里さん、山本幸平さん、桑井亜乃さん、高木美帆さん、菜那さんといった5人のオリンピック、いわゆるオリンピック選手を輩出し、幕別町として幅広い方々にスポーツに親しんでいただくことに取り組んでいるということで、しております。

次に6ページをお開きください。

「(6)幕別町の南玄関・忠類」についてであります。

ここでは、幕別町の観光レクリエーションを拠点としての忠類について記載しております。ナウマン象の化石骨、道の駅をはじめ、アルコ236、ナウマン象記念館、先日、親水滑り台が話題となりましたナウマン公園、パークゴルフ場、キャンプ場など多くの人に利用され賑わいを見せているということとしております。

次に、「3町民の思い」であります。

ここでは、第6期幕別町総合計画の策定にあたりまして、町民の方々からまちづくりの考え方や意見を把握するため、町民アンケート調査、そして、まちづくりアイデアBOX、小学生議会、中学生・高校生議会、まちづくりワークショップ、こういった部分で実施しておりますが、これらを体系的に図で示したものでございますが、詳細につきましては、資料編として基本構想とは別途掲載する予定としております。

7ページのほうをごらんください。

「第2章幕別町の将来像」であります。

この章につきましては、今後10年を見据えた計画の施策の大綱となっており、まちづくりの総合的な方向性を示すものであります。

はじめに、「第1節町の将来像と基本理念」、「1 将来像」についてあります。今後10年間のまちづくりを遂行する上での目指すべく将来像といたしまして、「みんながつながる住まいるまくべつ」と定めようとするものであります。「つながる」、この言葉は地域コミュニティの衰退が懸念される中、人と人との関係がつながることが重要となります。

こういった部分で子供から高齢者、障害がある方など、だれもが互いに支え合い、また、幅広い世代の方が相互につながりあうことが活力ある住みよい地域社会を実現することになります。さらに、三つの地区で形成されている幕別町は、それぞれの特色ある歴史文化を育んできました。今後も、それぞれの特徴を活かしながら、一つの町として全町がつながることで、さらなる発展を目指そうとするものであります。

また、ICT、いわゆる情報通信技術、こういった部分の発展などにより、外国も含めたあらゆる人と場所とつながることができ、幕別町に人が訪れる機会の拡大による、交流人口の増加が期待されること。そして、人、世代、地域、世界を包含してみんなとつながるという言葉キーワードとしております。

「住まいる」につきましては、笑顔のスマイル、そして、「住む」を掛け合わせた言葉と

しております。少子高齢化人口減少時代におきましては、幕別町に住んでいただく、住み続けていただくということは非常に重要であると考えております。そのためには、今住んでいる住民の方が夢や希望、誇りを持てる、そして、行政とともにまちづくりを進めていくことが大切であり、つながりの中で全ての町民が幸せな笑顔であること。そのことにより、笑顔あふれるまちであることが大事な要素であると考えております。「笑顔あふれるひと」、「笑顔あふれるくらし」、「笑顔あふれるまち」を実現していくことで、新たに住みたい、そして、今、住んでいる町民の方も含め、住んでよかった、住み続けたい幕別であるという思いを込めまして、「住まいる」という言葉をキーワードとしております。以上のことから、「みんながつながる住まいるまくべつ」を将来像として設定いたしました。

次に、「2 まちづくりの基本理念」であります。

こちらは、将来像にある幕別を実現していくため、四つの基本理念を掲げております。はじめに、「(1)みんなで創るまち」についてであります。

地域コミュニティの衰退が懸念される中、町民との対話を重ねることにより、町民、地域組織、企業など様々な主体が、自助、共助、公助を担う協働のまちを目指すものであります。

次に、「(2)安全・安心なまち」についてであります。自然を守ること、安心して子どもを産み育てることができること、安心して働くことができること、安心して生活ができることなど、全ての町民が豊かに住み続けることができること。そして、人や資源が世代や分野を越えてつながることで、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる共生社会の実現を目指すものであります。

次に、「(3)魅力あふれるまち」についてであります。

7ページから8ページにわたりますが、民間企業や教育機関、研究機関など、いわゆる産官学などとの連携を図りながら、多様な地域特性を持つ幕別町の特色を伸張し、産業等の地域の力と価値を高め、国内外からの交流人口を増やし、人が集い、笑顔あふれるまちを目指すものであります。

8ページ、「(4)みんなで学ぶまち」についてであります。

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、幅広い世代の方が学び続けることで、創造に培われた人材を育み、また、町民誰もがチャレンジし続けられるまちを目指すものであります。

次に、「第2節基本目標」であります。

ここは、五つの分野に分けて構成しております。あらゆる施策を総動員して笑顔のスマイル、住みたい、住んでよかった、住み続けたいを実現するという意味を込めまして、目標の末尾を「住まいる」としております。

はじめに、「1 協働と交流で住まいる」についてであります。

こちらは、五つの項目がございます。

はじめに、地域コミュニティの再生・活性化は必要不可欠であり、地域組織のみならず、ボランティアやNPO、企業など、様々な主体の力を活用しながら地域コミュニティの活性化を促進し、地域間の交流を深めること。

次に、まちづくりにおいて、住民参加に多様な手法を用い、また、町民と行政がともに考え行動すること。

次に、地域の特性を活かした国内交流や国際交流の推進。

次に、ICT活用による住民サービスの向上と定住の促進。

次に、町民にわかりやすい行政の展開や効率的、効果的な行政運営を進めることを目標としております。

「2 特色ある産業で住まいる」についてであります。

こちらは六つの項目があります。

はじめに、グローバル化による国際間、地域間の競争化が激化する中、地域資源を活かした独自の価値を発信していくこと。

次に、農業は安全、良質な農畜産物の安定的な供給とともに、競争力を高めていくため、地産地消や地域ブランドの取組を進め、農業を核とした産業間の連携を強め、地域全体の産業の活性化を図ること。

次に、林業は森林の持つ多面的機能の発揮のため、多様な森林づくりと町内産木材の利活用の促進を図ること。

次に、商業は地域の特性を活かし、地域商業の形成と新しい取組の支援をすること。

次に、工業は既存企業の育成や企業誘致、雇用の場の創出を図ること。

次に、事業者、地域住民、行政の連携による地域性あふれる観光づくりを進めることなどを目標としております。

次に、「3 人がいきいき住まいる」についてであります。

こちらは、五つの項目があります。

はじめに、だれもが健康で安心して暮らせる地域づくりに取り組むこと。

そして、子育てと仕事が両立できる環境の整備や経済的支援などの切れ目ない支援により、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進すること。

次に高齢者や障害のある人をはじめ、ともに生きがいを創り上げ、安心して暮らすことができるよう、多様なサービスの提供に努め、ボランティアやNPO、企業など、様々な主体と連携した共生社会の構築を推進すること。

そして、予防医療や健康づくりの推進により健康寿命の延伸を目指すこと。

次に、防災体制の整備や防災意識の向上に努めるとともに、消防救急、防災体制を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを進めることを目標としております。

9 ページをごらんください。

「4 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

こちらは、四つの項目についてであります。

はじめに、子どもから高齢者まで学び続けられる環境づくりと学習の成果を地域等に還元することで、豊かな生活を送る地域社会づくりを促進すること。

次に、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの生きる力を育むとともに、健全な青少年の育成に推進すること。

次に、地域やアイヌの人たちの歴史や文化、伝統の保存・伝承と活用に努め、芸術、文

化活動の自主的な活動を支援すること。

スポーツ・レクリエーション活動の支援と次世代のアスリートの育成に努めることを目標としております。

最後、「5 自然と調和で快適な住まい」であります。

こちらは、6つの項目となります。

はじめに、自然環境の保護と保護意識の啓発に努めること。

環境保全のため、適正なごみ処理を推進するとともに、省エネ、再生エネルギーの普及、リサイクルの推進など、循環型社会への推進を図ること。

次に、道路などの生活基盤施設について、計画的に整備を進めることや、適正な維持管理により長寿命化を図ること。

次に、公設状況に合わせた除排雪など、安全で円滑な交通環境の確保に努めること。

次に、大規模自然災害に備えた強靱な社会資本整備に努め、災害に強いまちづくりに目指すこと。

そして、最後に自然環境の保全に配慮した土地利用を進めることを目標としております。

10 ページのほうをごらんください。

「第3節主要指標」であります。

こちらは、幕別町の今後10年の目標や指針といったことを記載しております。

「1 人口」についてであります。

第1章の部分の説明におきまして、国勢調査の結果、平成17年から27年の10年間で、26,868人から26,760人と108人微減であることを説明させていただきました。住民基本台帳におきましても、26年の4月、27,714人をピークに近年では減少傾向にあります。国におきましても、日本の人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少しており、このまま推移した場合には、2060年、平成72年の総人口は約8,700万人まで減少すると推計されたことから、国をはじめ全国各地の自治体では、人口の現状と将来推計に取り組むべき課題などを示した人口ビジョンの策定が進められ、本町では28年1月に人口ビジョンを策定したところであります。

なお、1章で説明したことと重複いたしますが、人口の推計といたしましては、幕別町人口ビジョンにおいて、2060年には1万9,457人まで減少すると推計しておりますが、本町の人口ビジョンにおきましては、合計特殊出生率、いわゆる一人の女性が生涯の間に産む子どもの人数であります。この数字を1.55と設定し推計しております。

この1.55という数字につきましては、ビジョンの策定時に実施したアンケート調査において希望する子どもの人数から設定した数値であります。

今回、この第6期幕別町総合計画におきましても、この幕別町人口ビジョンにおける推計値を使用することといたしまして、最終年次である平成39年の人口を2万5,662人と設定したところでございます。

11 ページをごらんください。

「2 就業構造」であります。

計画最終年次であります、平成39年における就業者数を1万3,128人、総人口の51.2%

と推計いたしました。人口の減少、特に 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少によりまして、就業者数の減少が見込まれるものの、近年の働き方改革を要因として 65 歳を超えても働く方が増加することを見込んでおります。その結果、人口の減少に比べ就業者の減少は低くなると推計しております。

就業構造別の就業者数は表に記載のとおりであります。産業別の就業者数をみますと、本町の基幹産業であります農業を含む第 1 次産業は減少傾向が続くものの、後継者対策、あるいは新規就農者の育成、農業経営の法人化などで一定程度減少が抑えられるものと考え推計しております。

第 2 次産業においても同様に減少傾向が継続するものの、景気の回復基調や企業誘致策の拡充等により、減少割合が鈍化するものとして推計しております。

第 3 次産業につきましては、増加傾向が引き続き継続するものとして推計しているところでございます。

次に、「第 4 節土地利用の方向」についてであります。

こちらは、生活産業の基盤である土地の利用について関連法令に基づく適正な利用を図ること。市街化区域においては低・未利用地や空き地の利活用を図ることと記載しております。

「第 5 節各地区の基本方向」であります。

こちらは、3 地区から形成される幕別町において、それぞれの特性と課題を踏まえ、各地区の基本方向を定めるものであります。

「1 幕別地区」につきましては、農業の生産性の向上を図るとともに、空き地、空き家の利活用の促進、また、高齢者が安心して暮らし続ける地域づくりを行うものであります。

「2 札内地区」につきましては、J R や道路など、利便性が高い一方、落ち着いた住宅街である強みを生かし、低・未利用地の利活用を図るとともに豊かな自然環境の調和と保全を図るものであります。

「3 忠類地区」につきましては、定住促進などにより人口減少を抑える取組を促進し、忠類インターチェンジや忠類・大樹インターチェンジの完成による新たな人・物の流れが生まれることが期待される反面、忠類市街地の空洞化の懸念から道の駅周辺をはじめとした観光振興などにより、雇用の場の拡大を図るとともに、酪農を中心とした地場産業の促進を図るものであります。

12 ページをお開きください。

はじめに、こちらのほうに体系図がございますが、基本理念の上、4 項目、「みんなで創るまち」、「安全・安心なまち」、次、「笑顔あふれるまち」となっておりますが、大変申し訳ございません。修正のほうをお願いいたします。「笑顔あふれるまち」の部分で、「魅力あふれるまち」ということで訂正のほうをお願いいたします。こちらにつきましては、これまで、基本理念、基本目標は説明したものであります。体系的に示したものがこの部分でございます。

なお、基本目標の下にあります、丸の囲みの数字の項目は、これは、基本計画にあたる項目であります。現在、策定審議会において審議中でありまますので、現時点での仮の標記

ということでご理解いただきたいと思います、

以上で資料のほうの説明を終わらせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりました。

第6期幕別町総合計画基本構想についての質疑をお受けしたいと思います。

質問はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） スケジュール的なことなのですけれども、きょう、ご説明いただきまして、特別委員会としても十分熟知しながら、この内容について検討もし、それぞれの議員からの提案なども含めて、今後、3か月間の間に展開されていくと思うのですよね。

それが、12月にはもう既にまとめられて理事者側から提案されるということでもありますから、その過程の中で、どれだけ反映されていく道があるのかという、つまり、もちろん議論は十分させていただくのですけれども、その中身について少しでも新しい計画に反映されていくのがこの委員会の目的だと思うのですよね。この委員会の最終的な到達と、まちから出てくる時が12月ということで重なるものですから、それがどのようなふうに整理されていくお考えを理事者はお持ちなのか伺いたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、中橋委員から、今後、この特別委員会における意見をどれだけ反映させていけるのかというお話だったというふうに思います。

今後、この特別委員会の開催頻度がどうなるかというのは、また議会側と調整させていただくことになるかというふうには思いますけれども、今、12月の提案ということは予定しておりますことから、パブリックコメント等も時期から考えまして、11月くらいまでに様々なご意見をいただくような形で進めさせていただければありがたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） この6期総については、大まかな説明を受けて、それぞれ了としたいと思うのですけれども、参考までに聞かせて欲しいのですけれども、5期総、今、終わろうとしているわけなのですが、これらの総括というのでしょうか、この部分は達成された、あるいはされなかった、それを活かしてこの6期総に盛り込んでいくという流れがあるのだと思うのですけれども、内部的に5期総の総括というのでしょうか、そういったことは行われてきたのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 5期総の部分の内部的な整理、検証ということだと思いますが、内部的にそれぞれの章ごと、あるいは部署において検討してまいりました。

大きくいきますと、340項目程度ございますけれども、この内、達成していると考えている項目が100ちょっと、全体で342項目です。達成が108項目、比率でいうと31%。それで、計画的に進捗がなされたもの、こちらにつきましては232項目、比率でいきますと68%。そして、不十分であるという部分の項目につきましては2項目、1%といった結果で、概ね結果につきましては達成していると考えております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 委員会の中で、どの部分がどうなのかということは、それも聞きながら、これと合わせて、また議論されていくのだらうというふうに思いますので、分かりました。今のことで大体、いいです、今の段階では。

○委員長（寺林俊幸） 他にありませんか。
副議長。

○副議長（藤原孟） ページ 11、「第 5 節各地区の基本方向」というのが書かれておりますけれども、私たちはやはり、議会としてのこの特別委員会で、ここからはじまると思っ
ているのですよね。それについて、この提案されている事項というのは、かなり詰めて、コ
ンクリート足りてきているのか、それとも特別委員会でこれを揉み上げることによって、
また新たなものにしていけるのかということのをちょっと確認したいのですが。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ここに書いております、「第 5 節各地区の基本方向」というこ
とかと思います。

内部的には、また審議会等の意見では、やはり合併 10 年という時を経て、幕別が今後さ
らに一体的なまちづくりをするということが大切であろうという意見が審議会からも出て
いるところでございます。そういうものを踏まえながら、地域においては、こういうふう
に三つの地区があるというのは現実だということにおいて、ここでこういう表現で、その
地区の基本的な方向性というのを示させていただいております。

今後、この特別委員会等において、ここは十分にご意見をいただきながら、修正という
よりは、ご意見をいただきながら、どういうふうにつくり上げていくかというのを、とも
に実施していければというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。他にありませんか。

質疑がないようなので、ここで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

次、(3)その他ということでありましてけれども、今後の開催日程であります、10 月上旬
ということで決めさせていただきたいと思っておりますけれども。

お諮りいたします。

次回の日程を 10 月上旬ということで、その中の日程で決定をしたいと思っておりますけれども、
よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、次回の日程は 10 月上旬の中で、委員長、副委員長に一任
をお願いしたいというふうに思います。

他に、委員の皆さんから、その他で何かございませんでしょうか。

2 その他もございませんけれども、こちらからは案件はございません。委員の皆さんから
はございませんでしょうか。

ないようですので、本日の第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を散会いたします。
(閉会 10:53)

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 11 日
開会 13 時 30 分 閉会 15 時 42 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 田口廣之
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 藤谷謹至
千葉幹雄 乾邦廣 藤原孟 (議長 芳滝仁)
- 4 欠席者 谷口和弥
- 5 傍聴者 松村記者 (勝毎)
- 6 説明員 副町長 川瀬俊彦 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経済部長 菅野勇次
札内支所長 坂井康悦 忠類総合支所長 伊藤博明
政策推進課長 山端広和 政策推進課副主幹 西明正博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件 1 第6期幕別町総合計画について
2 その他
- 9 議事概要 別紙のとおり

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 13:30)

○委員長（寺林俊幸） ただいまより、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会をはじめます。

はじめに、諸般の報告を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 本日、谷口委員より欠席する旨の届け出が届いておりますので、ご報告いたします。

○委員長（寺林俊幸） それでは、会議をはじめの前に、皆さんに一言お断りを申し上げます。

先般、お手元にお配りいたしました幕別町総合計画基本計画（案）をもとに、本日協議を進めてまいるわけでありますけれども、本日の協議内容につきましては、この基本計画の第1章から第3章までとさせていただきたいというふうに思います。次回の開催日の中で、残りの4章、5章を協議をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、第6期幕別町総合計画基本計画（案）につきまして、第1章から第3章まで一括して説明をいただきたいというふうに思います。

政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） それでは、事前に配付いたしました資料1、第6期幕別町総合計画基本計画（案）について説明申し上げます。基本計画（案）につきましては、去る10月3日に幕別町総合計画策定審議会から中間報告として受けた内容であります。

基本計画は、基本構想で定められる将来像や施策の大綱を具現化するために、各分野における現状と課題、基本方針、施策の方向性を明らかにするものであります。

表紙を開きまして、目次をごらんください。

基本計画の構成につきましては、第1章から第5章まで基本構想で示す五つの基本目標ごとに章立てしており、さらに細分化したものが、章の下に「節」として設けております。

目次の「第1章 協働と交流で住まいる」では、地域コミュニティや町民参加のまちづくり、行財政運営など八つの節で構成しています。

次に、「第2章」、目次では10ページからになりますが、「特色ある産業で住まいる」。ここでは、産業振興につきまして、右側のページにわたりますが、五つの節で構成しています。

次に、「第3章 人がいきいき住まいる」。目次では17ページからになりますが、福祉、保健、防災などに関しまして、全体で11の節で構成しています。

次に、「第4章 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」。目次の30ページからになりますが、教育、文化、スポーツなどにつきまして、次のページにわたりますが、六つの節で構成しています。

「第5章 自然との調和で快適な住まいる」。目次では37ページからですが、道路、公園、上下水道など七つの節で構成しています。

それでは、第1章からご説明いたします。

1ページをごらんください。「第1章 協働と交流で住まいる」「第1節 地域コミュニティ活性化の推進」であります。

中段になりますが、施策の方向性は三つとなります。

「1 地域コミュニティの活性化」では、多様な組織を通じてコミュニティ活動を促進しようとする内容であります。

次に、「2 人づくりによる地域コミュニティの醸成」の部分では、自助・共助・公助によるまちづくりと、地域の人材の育成を図っていくといった内容であります。

次に、「3 拠点施設の整備」については、コミュニティ活動の拠点施設である近隣センターの適正な配置に努めていくといった部分や、公共施設の有効活用を図り、交流や活動の場として提供していくといった内容であります。

次のページをお開きください。

2ページは、「第2節 町民参加のまちづくりの推進」であります。

施策の方向性は、三つとなります。

「1 協働のまちづくりの推進」につきましては、公区活動など町民の自主的な活動の支援を行っていくといった部分と、協働のまちづくり支援事業については、住民要望に即した活用しやすい事業となるよう見直しを図っていくといった内容であります。

次に、「2 町民が参加しやすい環境づくり」であります。

各種審議会をはじめとする附属機関への町民参画を進めるといった点や、主要な計画や町民に身近な施策の導入に当たっては、パブリックコメントやワークショップなどの手法で、広く意見をいただく機会の拡充を図り、町民参加に努めていくといった内容であります。

次に、「3 男女共同参画社会の促進」であります。

あらゆる分野における活動への参加を促進し、男女がともに働くためのワークライフバランスの普及や子育て支援策の充実、男女の育児・介護休業制度の啓発を図るといった内容でございます。

3ページをごらんください。「第3節 国内交流や国際交流の推進」であります。

施策の方向性としては、「国内交流の推進」と「国際交流の推進」であります。

国内交流につきましては、埼玉県上尾市、神奈川県開成町、高知県中土佐町などと引き続き交流による連携を進め、またパークゴルフですとか、スポーツ文化交流を通じて交流人口の拡大も図っていくといった内容であります。

国際交流につきましては、国際性豊かな人材を育成する上で、中高生の海外派遣や受け入れなど交流機会の確保や体制づくり、国際交流活動への支援を行うといった内容であります。

次のページをお開きください。4ページは、「第4節 町民との情報共有とわかりやすい行政の推進」についてであります。

施策の方向性としてしましては、「わかりやすい行政の展開」「情報の公開と個人情報の保護」「広報・広聴活動の充実」の三つとしております。

この部分につきましては、住民の皆さんの感覚であったり、要望、情報量といったもの、それと行政が持っているものとの差やギャップ、ずれが生じないように、ホームページや SNS を活用しながら、わかりやすい情報の提供を行っていかうとするものですが、一方的にならないよう、今後、広聴活動としては、こちらから出向いて意見を募集したりですとか、説明させていただくといった内容であります。

5 ページをごらんください。「第 5 節 効率的で健全な行財政の運営」であります。

施策の方向性としたしましては、次のページにわたりますが、五つとしております。

「1 行政組織・機構の改革」「2 行政事務の効率化」ということで、これはどちらかという行政側の内部的な内容になりますが、行政組織につきましては、行政の諸課題、社会情勢によって変わってきますので、柔軟に行政組織機構を改革していくというものであります。

また、行政改革や事務事業の見直しを行いながら、事業の選択と集中を図り予算編成をしなければなりません、住民サービスが後退することがないように、効率的な予算の執行に努めていくといった内容であります。

次に、「3 職員の資質向上」についてであります、職員の政策立案能力、町民への説明能力・説明責任といったことを踏まえ、研修等により職員の資質向上に努めていくといった内容であります。

次に、「4 財政の健全性の確保」であります。

自主財源の確保や受益者負担の適正化をはじめ、住民の方により分かりやすく複式簿記で財務処理をつくる公会計制度の導入や、公有地の適切な管理等についての内容であります。

次のページをお開きください。6 ページは、「5 公共施設の効率的・効果的な管理運営」についてであります。

公共施設につきましては老朽化が進んでいることから、今後の維持管理に当たりましては、昨年度、策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、施設のあり方や効率的・効果的な活用を目指し、公共施設の適正な配置を進めるといった内容であります。

7 ページをごらんください。「第 6 節 広域行政の推進」であります。

施策の方向性は、「広域行政の推進」であります。

一部事務組合や介護認定審査会など、現在も共同設置している機関と効率的に進めているところではありますが、今後についても、引き続き各自治体の共通課題の解決に向けて、広域的な事案の調査・研究を進めていかうとするものであります。

次のページをお開きください。8 ページは、「第 7 節 移住・定住施策の推進」についてであります。

施策の方向性は、「移住・定住の促進と情報発信」であります。

移住・定住は大きな課題の一つではありますが、この節につきましては、第 2 章以降いろいろな施策があり、そういった施策を総動員することで町民の安心・安全な暮らしにつなげていくものでありますので、ここでは定住・移住に特化した内容を記載しております。

一つ目が、子供から高齢者まで、安心して暮らせる住宅環境の整備に努めるということ

であります。

次に、移住に関して、体験事業の展開や相談会への参加を通じて、情報の発信等を行っていくということ。

次に、本年度から実施している空き地・空き家バンク制度により、町内の空き地・空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進するというものであります。

9 ページをごらんください。「第 8 節 ICT 活用の推進」についてであります。

施策の方向性は、「地域情報化の推進」ということで、昨今、ICT の飛躍的な発展に伴い、ICT がさまざまな分野で活用されていると同時に、住民生活に必要なライフラインとして広く浸透しております。

このような時代背景から、スマートフォンやパソコンの情報通信環境の地域格差の是正を図り、ICT といった情報技術を活用した行政事務の効率化、また個人情報やプライバシーの保護に努めていこうとするものであります。

以上までが、第 1 章になります。

続いて、次のページをごらんください。

10 ページは、「第 2 章 特色ある産業で住まいる」「第 1 節 時代に即した農業振興」についてであります。

施策の方向性については、12 ページまでわたり、全部で 11 の項目を掲げております。

施策の方向性「1 農業基盤の整備」についてであります。

ここでは、収量や品質、生産性の向上を図るとともに、自然災害にも影響を受けにくい計画的な農業基盤の整備と農道整備の推進といった内容であります。

次に、施策の方向性の 2 は「農業支援システムの充実」、3 は「農地の集積と集約化」についての内容であります。

次に、「4 担い手の育成・確保」については、農業振興公社と連携した農業後継者の育成や新規就農者の育成と確保、また、家族経営協定の締結支援などにより女性農業者が経営等に参画しやすい環境づくりを促進するといった内容であります。

次に、11 ページになりますが、「5 農業経営の安定化」については、農協などの関係機関と連携した経営体の育成・強化、コントラクターや TMR センターなどの農作業受託組織、酪農ヘルパーなどの営農支援組織の取組に対する支援、有害鳥獣による農業被害防止などの内容であります。

次に、「6 農畜産物の安定生産・生産性の向上」については、土づくりや GAP 導入などの支援、労働力確保のため、ICT を活用したスマート農業をはじめ、障がい者や高齢者を雇用する取組の促進、また補助事業などを活用した計画的な草地整備やコントラクターの利用促進などについての内容であります。

次に、「7 高付加価値化の促進」については、地域ブランド形成に向けて、生産から加工、流通体系の整備を図るとともに、販路拡大や PR などの付加価値向上に向けた総合的な取組を推進することとしております。

次に、「8 農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮」については、環境保全型農業の推進やバイオガспランツの導入など、エネルギーの地域循環といった内容であります。

次に、「9 都市と農村との交流」「10 農業に対する理解の促進」、12 ページになりますが、「11 消費者と生産者との結びつきの強化」につきましては、グリーンツーリズムや食農教育の推進、消費者と生産者との交流を通じた地産地消の推進などの内容であります。

13 ページをごらんください。「第2節 森林の多面的機能の保全と木材の利用促進」についてであります。

施策の方向性は、七つになります。

「1 多面的機能を重視した森林づくりと森林保護」については、計画的な造林・育林事業を進めるとともに、鳥獣被害防止対策に努めるといった内容であります。

次に、「2 民有林の振興」については、森林組合との連携を図り、所有者による造林・除間伐など森林施策を促進するといった内容であります。

次に、「3 木材の利用促進」については、地材地消の推進を、「4 森林に対する理解の促進」については、木育活動などを通じ森林の有する多面的機能に対する理解を深めることとしております。

次に、「5 耕地防風林の保全」については、防風林の保全と造林の推進、「6 育苗事業の推進」については、林業従事者の雇用の場の確保、「7 担い手の育成と連携強化」については、森林組合や関係機関と連携した林業後継者の育成を促進するといった内容であります。

次のページをお開きください。14 ページは、「第3節 地域特性を生かした商工業の振興」についてであります。

施策の方向性は、三つになります。

「1 立地企業の振興」については、企業の課題解決への取組支援や融資制度を提供して経営安定対策を図ること、また、商工会を中心にネットワーク化を促進し、後継者の育成や人材育成を通じ技術力や競争力の向上を図るといった内容であります。

「2 活発な商業活動の促進」については、商工会との連携事業による地域経済の活性化、地域資源を生かした新たな特産品の創出、販路拡大と情報発信、商店街の空洞化の抑制、新規参入事業者の創業等の負担軽減を図るなどの内容であります。

「3 企業誘致の促進」については、関係機関と連携し企業や人材誘致の取組のほか、新たな企業や人材が進出しやすい環境を整えるといった内容であります。

15 ページをごらんください。「第4節 雇用環境の充実」についてであります。

施策の方向性は、二つであります。

「1 雇用の拡大」については、雇用創出を目指す事業者への支援や、季節労働者が通年就労できるよう事業者、労働者への支援、高齢者の就業機会の拡大や関係機関と連携し、障がい者の雇用を促進するといった内容であります。

「2 勤労者福祉の充実」については、育児・介護休業制度の普及や資金貸付制度の推進により、子育てしやすい職場環境づくりや勤労者の生活安定を図るといった内容であります。

次のページをお開きください。16 ページは、「第5節 地域性あふれる観光の発信」に

ついてであります。

施策の方向性は、二つであります。

「1 観光振興の体制づくり」については、観光客の滞在型観光を推進するための受け入れ体制の整備充実と強化のほか、SNS や地域おこし協力隊などの導入による観光 PR の推進としております。

「2 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり」については、観光資源を活用した滞在型観光の推進と新たな観光資源の開発、関係機関と連携した魅力あるイベントづくり、地域の特色を生かした物産情報の発信、アウトドア型観光の振興などの内容であります。

以上までが、第2章になります。

続いて、17 ページをごらんください。

「第3章 人がいきいき住まいる」「第1節 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進」についてであります。

施策の方向性については、18 ページまでわたりますが、四つであります。

「1 家庭・職場における子育て支援」については、母子保健事業や子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実、経済的な負担軽減、育児・介護休業制度などの普及を通じた子育てに優しい環境づくりの推進などの内容であります。

次に、「2 保育施設・環境の整備」については、認定こども園をはじめ小規模保育、企業主導型保育事業の活用などによる保育需要の受け皿整備、次のページになりますが、休日保育や病児保育など新たな保育事業の拡充に努めるといった内容であります。

次に、「3 児童養護の充実」については、地域住民によるパトロールなどの支援、児童虐待の防止、子どもの貧困対策を効果的に推進するための生活環境等の把握に努めるといった内容であります。

次に、「4 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり」については、子育て支援センターによる相談などの充実に努めるほか、ファミリーサポートセンターによる継続的な援助活動の体制整備、子育てボランティアなどを中心とした地域で子どもを育てる環境づくりといった内容であります。

19 ページをごらんください。「第2節 明るい長寿社会の実現」についてであります。

施策の方向性は、三つになります。

「1 適切な介護サービスの提供」については、在宅介護の支援や介護サービスの基盤整備の促進のほか、地域包括支援センターの機能充実を進めるといった内容であります。

「2 介護予防の充実」については、地域特性、ニーズに応じた介護予防の推進や、高齢者のスポーツ活動、ボランティア活動等を通じて健康維持と介護予防につなげるといった内容であります。

「3 社会参加と生きがいづくりの推進」については、高齢者が積極的に参加できる場や就労機会の提供、交流機会の創出を支援することで生きがいづくりを進めるといった内容であります。

次のページをお開きください。20 ページは、「第3節 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現」についてであります。

施策の方向性は、三つになります。

「1 安心した生活を送るためのサービスの充実」については、心身の状況に応じた各種福祉サービスの充実や、相談支援体制の充実を図るといった内容であります。

次に、「2 障がいのある人の自立した地域生活の支援」については、障がいのある人が地域で自立して暮らすことができる体制づくりや、社会参加の促進、関係機関と連携した雇用の促進、発達支援システムに基づき切れ目のない支援を推進するといった内容であります。

次に、「3 障がい者理解の推進」については、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進や啓発活動の推進といった内容であります。

21 ページをごらんください。「第4節 地域における福祉活動の推進」についてであります。

施策の方向性は、五つになります。

「1 町民の福祉意識の高揚」については、福祉意識の高揚を図るため情報の提供など幅広い取組を展開するほか、人材・組織の育成、確保を図るといった内容であります。

次に、「2 地域で支え合う福祉の推進」については、社会福祉協議会などと連携した地域福祉のネットワークづくりを進めるほか、関係機関と連携した相談機能の充実といった内容であります。

次に、「3 ひとり親家庭の福祉の推進」については、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言の充実に努めるほか、国などの支援制度の活用を図るとともに情報提供に努めていくといった内容であります。

次に、「4 低所得者福祉の推進」については、関係機関と連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図るといった内容であります。

次に、「5 アイヌの人たちへの福祉の推進」については、相談体制の充実や生活館を核とした地域活動の促進といった内容であります。

次のページをお開きください。22 ページは、「第5節 持続可能な社会保障制度の確立」についてであります。

施策の方向性は、国民健康保険事業等の健全な運営、介護保険事業の健全な運営、国民年金制度の普及・啓発の三つになります。

この節では、国保、介護保険の財政の健全化やそれぞれの制度の普及・啓発を図るといった内容であります。

23 ページをごらんください。「第6節 町民一人ひとりの健康づくり」についてであります。

施策の方向性は、保健予防活動の充実、地域保健医療体制の充実、健康づくりと疾病予防の三つになります。

この節では、ライフステージに対応した保健予防活動の推進や各種検診の受診率向上、地域の救急・医療体制の確保と環境整備の充実、食生活の改善や運動習慣の定着などの普及・啓発を図るといった内容であります。

次のページをお開きください。24 ページは、「第7節 迅速かつ的確な消防・救急体制

の確立」についてであります。

施策の方向性は、二つになります。

「1 消防体制の充実強化」については、消防の広域化による組織力を生かした救命率の向上や災害対応力の強化、防火・防災意識を啓発し地域や事業所等が行う消防訓練を支援しながら地域の防災力の充実に図るといった内容であります。

次に、「2 救急体制の充実」については、救急救命体制の充実に図るほか、町民を対象とした救急処置の普及を推進するといった内容であります。

25 ページをごらんください。「第8節 町民の安全・安心を守る災害対応の充実」についてであります。

施策の方向性は、26 ページにわたりますが、四つになります。

「1 災害に強いまちづくり」については、避難所の確保と整備のほか、ICT の発展による新たな情報伝達手段の導入など多様な情報伝達手段の確保といった内容であります。

次に、「2 防災体制の充実」については、地域防災計画やハザードマップの随時見直し、非常用食糧など備蓄品の計画的な確保や家庭内備蓄の啓発、災害時応援協定の締結の推進のほか、武力攻撃、大規模テロなどの際における行動等の啓発などが主な内容であります。

次に、「3 業務継続計画（BCP）の策定」については、記載のとおり策定しようとする内容であります。

次のページをお開きください。

「4 自主防災組織の育成」については、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進するとともに、避難所地域ごとに地域防災連絡協議会の設置を図るといった内容であります。

27 ページをごらんください。「第9節 交通安全と防犯体制の充実」についてであります。

施策の方向性は、五つになります。

「1 交通安全思想の普及」については、生活安全推進協議会をはじめ関係機関などと連携し、交通安全運動を展開するとともに、高齢ドライバーに対する積極的な交通安全教室の開催といった内容であります。

次に、「2 交通安全施設の整備」については、交通事故の分析を行うとともに関係機関と協力し、交通安全施設の整備を図るといった内容であります。

次に、「3 防犯体制の充実」については、生活安全推進協議会をはじめ関係機関などとの連携強化を推進すること、また、青少年の非行防止や高齢者の犯罪被害防止活動を推進するといった内容であります。

次に、「4 自主防犯活動の促進」については、防犯メールを活用するほか、各種会議や広報、学校などにおいて犯罪情報の提供を行っていくという内容であります。

次に、「5 街路灯の整備」については、適正配置と老朽化に伴う更新を進めていくといった内容であります。

次のページをお開きください。28 ページは、「第10節 消費者の権利尊重と自立支援」

についてであります。

施策の方向性は、「消費者の保護」「消費者の自立支援」の二つになります。

この節では、消費生活センターの周知と充実や消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換を行っていくこと、また、消費者が正しい知識や考え方を身につけることができるよう意識啓発を行うとともに、消費者団体の自主的活動を支援していくといった内容であります。

29 ページをごらんください。「第 11 節 墓地環境と火葬場の整備」についてであります。

施策の方向性は、「墓地の整備」「火葬場の整備」の二つになります。

この節では、墓地の適切な管理を行うとともに、時代に対応した墓地のあり方について検討していくということ、また、火葬場については、計画的に改修しながら改築についても検討していくといった内容であります。

以上までが、第 3 章であります。

基本計画案の第 1 章から第 3 章までにつきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、1 章から 3 章までございますので、まずはじめに、第 1 章について質疑をお受けしたいと思います。

質疑の際には、ページと各章、節を言っていただきたいというふうに思います。

それでは、質疑をお受けいたします。ございませんか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） それでは、第 1 章ですね。10 か年計画でありますから、細かな内容についてというよりは、その基本的なまちづくりの進め方という観点で、一つは地域コミュニティ活性化の促進ということでありますが、大切なことだというふうに思います。

それで、ここで述べられているのは、公区活動を中心にしながら地域コミュニティを深めていくと。人づくり、自助・共助・公助ということになっているのですが、目標としては大切なことだとは思いますが、実際にはなかなか地域、例えば公区一つにしても、加入率は横ばいの状況が続いていまして、それぞれの地域がいろいろなコミュニティを図る上で困難を来している現状がございます。

そこで、過去にも何度か整理する必要があるのかということでお尋ねしていたことあるのですが、幕別町は、あくまでも地域を公区と位置づけて、行政の末端機関としてやってきました。これからも、この今後 10 年間というのもその姿勢なのだと思いますが、その町内会と公区というすみ分けの議論というのは、きちっと徹底しながら、各公区にその役割も含めて徹底していくような手法をとっていかないと、今後 10 年間の将来を見ても、公区活動に高齢化も進むこともありまして、発展していくことがなかなか見えづらいのですね。

その辺は、この議論の中で、あくまでも公区ということ的位置づけられて、町内会ではなくて公区を位置づけられて、この 10 年間も進められる方向で議論されたのかどうか。もしされたとするならば、町内会等のすみ分け、位置づけなどについても、一般的には町内

会として押さえられている住民もたくさんいらっしゃるわけですから、その辺の啓蒙も含めて、どんなふうに改善されようとしているのか、伺いたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 公区と町内会ということなのですが、この10年間においては、やはり公区というのは、地域のつながり、コミュニティを中心に、いろんなさまざまな行事といったことを基本として行ってきたしております。この10年間において、公区、町内会というかわりについて、公区に対して説明とか今後のあり方ということについては、公区長会議でも具体的なお話を説明したことは現時点ではございませんが、やはり今後においては、この地域のあり方というのはやはり高齢化が進む中では大変重要だと思っておりますので、一つの、町内会がいいか公区がいいかという選択肢ということではないですが、やはりコミュニティ活動が衰退してしまわないことが、これから地域の方の活性化する上では大変重要だと考えておりますので、機会がある中では、公区が少子高齢化が進む中で活動が衰退しないように、意見を聞きながらやっていかなければならないと思っております。

ただ、これまでの10年間では、そういった議論はしていないということだけのご説明いたしますが、ここの中では、そういった部分については、機会があれば話して、意見を聞きながら進めていきたいとは考えております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 何でこういう質問をしたかと言いますと、公区は行政の末端機関ですから、加入するしない、本人の意思にかかわらず、全町民が公区の構成の一員ということになりますよね。しかし、現実にはそうになっていないというところで、まちづくりの基本をこの一番最初に持ってきてコミュニティを図ろうとするならば、そのところを不問にしたまま進むということには、なかなかいかないのではないかとこのように思うのです。

ですから、もちろん努力していろんな形で加入を促進するというのは、地域の中で頑張っていくのですけれども、行政として、末端機関として位置づけていく以上は、全員が加入、啓蒙活動も含めて、町民全員が加入していくというようにいろんな取組をしていかなかったら、理解されない、理解されないまま今日延々と続いてきている現実があります。こういうところを解消していかないと、この主軸にコミュニティということが築きづらいのではないかとこのように思いまして、議論をしたことがないということであれば、こういった10か年計画を立てるときこそ、そういった基本的な枠づくりというのを検討する必要があるのではないのでしょうか。

もっと言えば、町内会は、それぞれいろんな町内会あると思うのですが、それぞれ114の公区で、いろんな運営の仕方はあると思うのですけれども、近年、公区の中で未加入者がふえる中で、もう地図からも抹殺されてしまって空欄になったままの町内会地図というのが形成されて、それはもう個人情報に関係もありますから当然なのですけれどもね。そういうのがコミュニティの出発点になっているのですよね。非常に、一般的な町内会ではないから、これが全部埋まる形で、行政と直接、公区を通してですが、全員が加入できる仕組みになりたいと思うのですけれども、ならないのですよ。その辺は、やっぱりあり方

そのものの検討ということが大事ではないかと思います。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員、回答はよろしいですか。

○委員（中橋友子） 回答、欲しいのです。結局、帯広市あたりは町内会というのを取り入れていますよね。幕別町、音更はわかりませんが、公区というふうになっていますよね。町内会と公区がどう違って、公区に入ればどういうメリットがあって、町内会の場合だったらどうなのかというようなことがもっと明確にされて、その上で、全て縁あってこの町に住んでくださる方たちが、そういったメリットを理解する中で、公区の加入が促進されていくということを政策として持たないと、名前だけコミュニティの中心になっていってもなりづらいと、現場が苦労しているということなので、入り口の議論として、その辺はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、今、公区加入者、減少しているといえますか、新たに転入されても公区に入らない。うちのほうとしては、転入された際には、何々町の公区に該当しますよ、その町についてはこんな活動されていますといった公区の魅力ある部分を紹介しながら転入届をいただいているのですが、ただ実際のところ、なかなか社会活動といえますか、社会のかかわりについて、なかなか混じっていただけないというのは現実であります。

それと、なかなか入っていただかないということは、その公区自体の存続といえますか、公区会議、そういった会計上の厳しさもあると思います。特に、町内会においては、加入された方が限定されると。公区については、公区に住んでいる方全体が公区の住民という中で、うちのほうでは、例えば防災に含めてもあらゆる情報を、公区に属している方については情報提供させていただいてございます。

ただ、なかなか加入もされていない中でいきますと、そういった情報も伝わっていない、伝わりづらい部分があるのかもしれないので、その点については、公区加入の促進とあわせて、情報ができる限り住民の方に伝わるようなことは私ども努力しなければいけませんし、公区長の方にもお願いはしてまいりたいと考えております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今後 10 年間も、公区として、公区という位置づけでやっていかれるということでありますから、そうすると、やっぱり公区としての魅力とメリット、そういうものをたくさん発信しながらやっていくことが大事だと思うのですよね。

この防災なんかもそうだと思います。公区に入って、防災なんかも、そういった公区制度をとっているからこそ、全住民の皆さんにいろんな情報が提供され、防災に備えることができるのだということなのだと思うのですね。

結局、その辺のすみ分けというのが曖昧なまま、私はもっと言えば、公区というふうに位置づける以上は、本来は、加入するしない、本人の意思にかかわらず構成員の一員だというふうに思うし、そうなんですよね。だけれども、現実の地域では、そうっていないところをどうするのだということなのです。

それで、やはり公区と町内会の違いというのを明確に行政側から発信しながら、公区と

して、こういうことを責任持ってやっていくのだというようなことを示すことによって、転入された方、長くいらっしゃる方もそうですけれども、選択ではなくて一員としてやっていくのだという、そういう自覚といいますか、そういうものが築かれるのだと思うのです。

そういう点では、やはり町の姿勢というのは弱いというふうにずっと思ってきました。

「協働と交流で住まいる」ということであれば、そういう議論も内部ではきちっとしていただいて、公区というものをもっともっと正確に住民に理解される努力をする中で、この計画の提案になったというふうに押さえないとは思いますが、より努力してください。議論してください。

いいです。

○委員長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 重要なところだと思いますので、休憩を解いて会議を再開したいと思います。

今の休憩中のご意見、もう一度お願いしたいと思いますけれども。

○委員（中橋友子） 公区制度を条例できちっと定めて決めている以上は、その公区制度の果たすべき行政的な任務は全て行政側から提供する、そういうことを徹底してほしいということですね。そういうことをせずに、あるいは公区長に対する報酬、それも加入人数にかかわってではないですか。全戸数に対してきちっと保証し、仕事もきちっとお願いするという仕組みを徹底するということが大事だと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） このことについて。

副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 基本的には、幕別町は行政公区制度をとっておりますので、中橋委員おっしゃるように、基本的には、町民の皆さんがきちっと自分の定められている公区に全員加入していただいて、そして町のいろいろな行事にも積極的に参加していただく、そして行政区ごとのいろいろな要望、これらも行政区ごとにまとめて、そして町に公式に要望していただく、そういうことがやっぱり大切だと思っております。

そういうことを目指して過去からずっと取り組んでいるわけですが、やはり時代の流れの中で、どうしても人間関係が少し希薄な面も出てきた。そういうようなこともあって、どうしてもそういう町内会活動または公区活動、これはどちらも参加したくない方もだんだん出てきました。

でも、町としましては、公区長に、そういう方に対しても粘り強く加入促進をしてくださいという願いは、今までもしてきていますし、今後もそれ続けていくという姿勢は変わりありません。現実的には、それでもなかなか加入してくれない人に対しましては、公区の公区長または役員の方も、何でそうしたらそこまで広報を配らなければならないのかと、いろいろな気持ちの面でのもやもやしたものもあったりすることもあるかと思ひ

ます。そういうようなことも踏まえて、全部配る、強制的に公区長に全てをお願いするというのはなかなか難しい時代に入ってきました。

それで、町といたしましては、できる限り配っていただいて、どうしてもやむなく配れないところに関しましては、先ほど来、お話が出ていたような、公共機関にそういうものを置いたりして、そこで自由に見てください、または町に直接申し込んでいただく、そのような方法を取りながら、何とか情報提供には努めていきたい、そういうふうには思っています。

あと、なかなかこれは防災活動を考えたときにも、これは極めて、自助・共助・公助ということで、本当にまずは自分の身を守る、そして周りを助ける、そういうことを考えたときに、やはりこの行政区、近所の方々のお互いの助け合いといったものは非常に大事だと思っています。これは、去年の台風を経験したりして、これはますますそういう気持ちは皆さん強くなってきたのだと思います。ですから、そういうことも含めまして、やはりこれからも町としましては、この行政区に皆さんが本当に 100%加入していただけるように、そういうことをしっかりと持ってふらつかないでいきたいなと、そういう思いであります。

それと、特に町からの配布物の中では、どうしても全戸に配布していただかなければならないもの、これは選挙公報とごみのカレンダー、この二つにつきましては、これはどうしても配らなければならないと思っておりますので、それだけは全世帯に行くように取り組んでいます。あと、そのほかにつきましても、本来は全世帯にちゃんといくべきもの、そういうふうな考えではおります。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お話伺っていて、少し整理ついたのですけれども、結局、幕別町のやり方の基本は公区制度で、町内会というのがその上に乗っている形なのですよ。だから、行政区単位で 114 に区分されていますけれども、公区制度というふうにいった以上は、今どうしても配りたくないというような副町長のお答えですけれども、本来でいけばそういうことではなくて、公区の末端ということであれば、その公区としての業務というか、それは全部徹底して行っていただく。だから、相手の方がどうしても広報紙要らないと言え、これは別ですけれども、そうでない方には全員きちっと届けるというのが大前提だと思うのですよね。そこが、やっぱり公区の柱をびしっと通すということになっていて、町内会というのは、その上に親睦団体としてそれぞれの地域でつくり上げていくわけですから、そこは、本当に加入は促進したいとは思ってもいろいろあると思います。しかし、公区というふうにする以上は、選挙公報紙やごみと同じように、広報紙だつてきちっと本来は届けるべきものだというふうに思うのです。そういうことがないので、だんだん曖昧になってきているのではないかというふうに思います。

（発言の声あり）

○委員長（寺林俊幸） ちょっと待ってください。今、中橋委員の質問がまだ終わっていませんので。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、副町長からもお話ありましたように、基本的には、公区は幕別町の基本的な行政機関でございますので、全ての方が加入しているというのが基本でございます。その中で、今ご指摘ありました、広報を届けるというのが本来でないかということでございますけれども、これまでも、協働のまちづくりの委員さんだとか、その過去には公区長の代表の方が来ていただいて、今あったようなことについても、公区長の代表と議論したこともございます。その中で、やはりどうしても、昨今のそういう難しい時代に入ってきた中において、委員、お話あったように、広報も要らないから来ないでほしいというような拒否する方もいらっしゃる。そういうことで、何度も公区長さんは行くのですけれども、なかなかこう理解していただけない。そういうところに対しても、どこまで努力すればいいのかと。

これは過去には、本当に申しわけありませんけれどもお願いしますということで、委員からお話あったように、基本的には公区に所属している、町民は全ての公区に所属しているというのが基本ですので、そういう立場では、私どもは今でもそれは変わらないのですけれども、なかなか理解していただけないというのが現実でございます。で、これまでも、何度も言いますけれども、そういうお願いをしながら、公区長ともそういう議論をしながら、こういうことになってきているというのも現状でございますので、ご理解いただきたい。

ただ、そうは言いましても、町としましては、それがコミュニティの基本だというふうに考えておりますので、今後とも粘り強く、公区に対する理解というのは、いろんな面で啓発だとかをしていかなければならないものというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そこなのですけれども、結局、うちにも来てくれるな、広報紙も要りませんよと、そして地域で関係持って暮らすのは嫌ですという人がふえてきていると、そういうことなのだと思うのですけれども。

そこで、私は、これから10年も公区制度をとるのですか、それとも町内会制度でいくのですかというところは、やっぱりそういうところから疑問を持ってあったのですけれども、うちの町が、公区制度で、いやこれから10年やるのだということを毅然としておっしゃってられて。私は、それいいと思っているのですよ、公区制度が。だから、そうである以上は、本当に相手の方の意思が明白で、要りませんと、そういう情報は必要ありませんというふうに明確に言われるのであれば、それはわかりましたということになるでしょうけれども、それ以外のところについては、やっぱりきちっと届けるということは、今そこまではいっていないと思います。実際には7割ちょっとのところもあるわけですから。そうすると、全員が全部のかかわりが嫌で広報紙も要りませんということではなくて、結局、その辺、任意だというふうに思っていて、私は抜けますということで、そういうのが結構曖昧になって何年もこられたのではないのでしょうか。

ですから、こういう総合計画をつくるようなときに、基本にこのコミュニティを置かれるというのであれば、公区というものの位置づけを明確にして、果たすべきことはきちっと果たして、その上で、町内会活動は町内会活動で見守りながらきちっと応援もしていく

ということが大事だと思います。

私の意見は以上です。

(関連の声あり)

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私も中橋委員と同じような考えなのですけれども、末端で、公区長さんというか班長さん、苦勞しているのは理解はするのですけれども、ただ、いずれにしても、先ほどこう聞いていますと、その公区によってまたはその公区長さんによって、その公区長の判断というのでしょうか、それによって、配っているところ、公区に入らないところですよ、入っていないところ、今、中橋委員言うように、うちは来ないでくれということはもうこれは別として、それ以外、公区に未加入の人ですよ、そこは公区によってきちっと配っているところもあるし、公区長さんの判断で配っていないところもあるということは、これは僕はまずいと思う。

やっぱりきちっとそこはマニュアル化をして、来ないでくれというところはもうそれは仕方がない、だけどそれ以外の未加入のところには広報紙は配ってくださいと、それはお願いなのか、そういう指導なのか微妙ですけれども、やっぱり公区の、行政の末端の組織としては、当然、行政側の情報は伝えていうというそういう責任があるわけですから、ですから、そこは公区長さんの判断でということではなくて、きちっと配るということをマニュアル化するということが、僕が大事だと思うな。そこを曖昧にすると、ますます入らない人が出てくると思う。だから、そこはきちっと、これから煮詰めていくのでしょうか、どのような言葉遣いを使うか文章に表現するかは別として、きちっとマニュアル化をすべきだと思う。

画一的なものはないと、公区長の判断でということになると、やはりその末端の班長さんやなんかは、なるべく少ないほうがいいわけですから、配るのは。だから、やっぱりだんだんそうってきて、だんだん先細りというのでしょうか、なってくる可能性が僕はあると思うので。ですから、来ないでくれというところは別ですけれども、それ以外のところは必ず配ると。そして、それに対する報酬もきちっと払っているわけですから、ですから、そこはお願いではないと思います、そこは、きちっと指導していくべきだと思う。どうでしょうか。

(関連の声あり)

○委員長（寺林俊幸） どうぞ、高橋委員。

○委員（高橋健雄） 公区長が、公区民が公区に全員が加入しなければならないということでは、恐らくそのお知らせ等を公区長が配布する公区としない公区があるから、今そういう問題が出ているのだらうと思いますけれども、恐らく千葉委員が言われた、報酬を払っているからそれなりの仕事をすれというのは、私ちょっと違うのではないかと思います。

お聞きするのですけれども、町のほうとしては、公区長手当を支給するときには、恐らく公区の人数のあれを把握して公区長手当を算出していると思うのですけれども、その後、公区長のほうに、あなたの公区は何戸ありますかという再度恐らく尋ねて、恐らく 100 戸あるところ私は 90 戸ですということで、今度、公区長手当は 100 戸で出て、公区運営費の

戸数割については、公区長が 90 戸で申告するから 90 戸の分を、500 円かそこらだと思ってくれるけれども、500 円を支給されていると。だから、あとの 10 戸の人については、公区に加入していないから、お知らせ等を配布しなくてもよいのではないかとという公区長の考えもあるのだろうと思うのですけれども。

そうなると、町のほうで把握している、あなたの公区は 100 戸ありますよという、その 100 戸分の 500 円なら 500 円で、500 円とはちょっとわかりませんが、500 円なら 500 円を 100 戸掛けてその公区長にお支払いすれば、公区に加入していなくても、その中に在住しているその戸数割については、必ずその公区長が配布しなければいけないことになるのではないですか。私はちょっとお聞きするのですけれども、そんなような気がするのですけれども、どうでしょう。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

千葉委員のまず説明を先にお願ひいたします。

○住民福祉部長（合田利信） 広報紙が全員に配られていない、配布できていないという実態の中で、千葉委員はマニュアル化というご意見をいただいたところなのですが、これまでも公区長に対してはできるだけ配布していただきたいというお願いをずっとしてきた中で、やはり転入された方、公区の中に住んでいるということは、実態はわかっている、公区長自体が、住んでいる方が朝早く出かけて夜遅かったりということで、なかなかその住んでいる方の状況もつかめていない中で、やはり全員に配られていないという公区長のご苦勞もあった中で、現在こういった全員配布に至っていないという状況が一つあると思います。

それと、今、マニュアル化という中では、やはり拒否されている方については仕方ないという部分ですが、やはり公区の中で、こういった実態の中で配布されているのか配布されていないのかということは、やはり一度公区長の方にも、公区長に 1 回お伺いしながら、よりよい方法を公区長とあわせて進めていくほうがよいのかと考えております。すぐマニュアル化ということではないのですが、まず実態把握を努めてやっていきたいと思っております。

それと、公区長報酬につきましては、一つは戸数に応じた均等割と、あとはもう一つ戸数割ということで 200 円という配布をさせていただきます。

公区長報酬につきましては、実態ということで、実際に住んでいる方ではなく、実態に応じて戸数割等を交付、広報紙を配布している数につきまして、その実態といいますか、実際に公区に住まれている方ではなくて、配布された人数に応じて報酬を交付しているということでもあります。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 恐らく、アパート、マンションのケースが多いのだろうと思うのですけれども、そこに越してきて、そこに生活の実態があるという確認をして、それはそこにこういう人が越してきたよと行政側から知らせがあるわけではない。ある。

だとしたら、あるとしたら、町内会に入る入らないは別として、お知らせ、広報を配る、そこに責任は発生するよね。

会えるとか会えないとかということももちろんあるのでしょうけれども、そこに住民として居住したということが確認できれば、当然、お知らせ、広報は配っていかなければならないという義務は発生するよね。そういうことだよ。

町内会に入る入らないはまた別次元の話で、だから、そこら辺はきちっとさっき私が言ったようにマニュアル化というか、こういう場合、いろんなケースが考えられるのでしょうけれども、やはり最低限度、町内会に入る入らないは別として、町のお知らせ広報、これは情報を発信するという意味で配ってもらうと、公区に、公区長さんと班長さんに配ってもらうというような、そこは公区長手当がどうのこうのということは別としても、これはやっぱり末端公区の責任だよ。

だから、そこをお願いというのはちょっと、まあお願いなんですけれども、お願いではちょっと弱いのだろと思うのですよね。だから、そこをどういう言葉遣い、表現をするのかわかりませんが、やはり難しい場面もあろうかとは思っただけでも、そこはもうちょっときつく、きちっと配ってもらうということにするというふうにすべきだと思う。そこを曖昧にすると、本当にだんだん加入率も下がってくるし、配布する部数も減っていくと思う。どうですか。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員に対してのお答えありますでしょうか。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 町としましては、まず転入者につきましては、転入届を出すときに、これあなたはどここの行政区になります、そして公区長さんはこの方ですということで、その方に対しては、まずは公区長さんのところに転入してきたというご挨拶とか、そういうことはしてくださいというお願いはしています。ですから、まずそういう面では、まずお願いをしています。

あと、公区長につきましては、やはり公区内の人をつまびらかに知ることとても大切なことですから、これは公区長に町がお願いしていることは、公区長さんが定期的に、自分の公区にいる方、現状を把握したいということでしたら、これは町のほうに住民票の閲覧に来た場合は、それは公区長さんにはきちっと突合できるような、そのようなことはしておりますので、公区長さんにもそういう意味で自分の公区の中の皆さんをきちっと認識していただく。そして、できるだけ、先ほど来申し上げていますように、町民となられたわけですから、その人方には100%目指して公区に入っていただきたい、そういうお願いを、まずは町としてもしますし、公区長さんもその一人一人に対してはお願いをしてくれているものだと思っております。

これが、どこまでお願いというか、依頼といいましょうか、できるかということなんですけれども、これは私としては、公区長さんは皆さんこれ本当に努力していただいていると思っています。それでも、やはりこういう時代なののでしょうか、どうしてもそういう活動はしたくないという方もどうしてもいらっしゃいますし、ほかにもいろいろな生活の実態の中で、なかなかその人と接触うまくできない、図れない、そのようなこともありまして、100%、例えば町のお知らせ、広報とかそういうものも配れないというのが実態であるということでもあります。

ですから、この実態とその理想とするものというのは乖離がありますけれども、やはり町としては、基本的には加入していただけるように、やはり公区長とともに努力はしていきたい、そのような気持ちは持ち続けているところであります。

○委員長（寺林俊幸） ちょっとお待ちください。

千葉委員、よろしいですか。

○委員（千葉幹雄） いや、よろしくないけれども、よろしくないというか、そこはすれ違う部分もあったりいろいろするのでしょうか、ただ、やっぱりきちっとした目標というのか、そういうものを持っていかないと、お願いして、なるべくお願いしますぐらいでは、なかなか徹底していかないと思いますので。ですから、きちっとある程度マニュアル化をして、各公区とも公区長の判断でなくて、画一的にきちっとやってもらえるような、そういうシステムをつくっていくべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 答弁はよろしいですか。

○委員（千葉幹雄） いいよ。

○委員長（寺林俊幸） 先に高橋委員の先ほどの質問でお答えいただいていますけれども、高橋委員、ご理解いただけましたか。

○委員（高橋健雄） はい。

○委員長（寺林俊幸） このことに関連して、質疑はございますか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） それぞれやはり地域の特色というのがあると思うのですけれども、忠類合併してから、忠類はもともと公区の加入率はいいのですけれども、公区長の任期、それもやはり千葉委員が言われたように、ある程度マニュアル化してほしいと。忠類あたりは、もう2年に移行してくれということで2年になっている。2年になっていない公区も多分あると思うのです。だから、その公区長の任期も含めて、それは行政として依頼して、ある程度、やっぱりそれも含めたマニュアルも必要なのかなと。これは、答弁要らないです。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私は札内に住んでいまして、札内の加入率は低いところもすごくありまして、最初、公区長の報酬というのは、公区というのは加入するものではなくて、もう公区というのは町内会と違うので、自動的に公区の一員というふうに考えていたのですけれども、あるとき、広報紙を配る分だけ手当が入ってくるということを聞きまして、すごく違和感を感じたのですね。やっぱり、そういうふうに人と余りかわりを、そういう広報紙は必要がないという家庭は別にして、ポスティングとかもできるので、とりあえず公区に入っている人たちには、その人数分差し上げるという形のほうがすんなりいくのではないかなというふうに思います。

例えば、先ほどおっしゃっていた中で、例えば災害のときや何かも、ごみマップとか、あと選挙公報は全員に配らなければならないという話をされていて、そういうのは公区長が

配れない場合は、どういうふうな形で配るのですか。広報紙を配れないという公区ありますよね。自分のところは6割しか配れない。では、その4割は、広報紙は配らないけれども、ごみマップとか選挙公報紙、そういうのはどういう形でそういう人たちのもとに行くのでしょうか、お聞きします。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、千葉委員のほうからもお話ありましたマニュアル化ということも含めましてなのですが、なかなか画一的なマニュアルというのは、難しい部分でございまして、先ほど私もお話ししましたとおり、いろんな考えのいる住民が最近やはり多くなってきたということが、一番の大きな部分なのかなと。だからといって入らなくてもいいということではないのですけれども、公区長は本当に努力して加入の促進等をしていただいているという実態がございまして、そこは理解していただきたいなと。よりそれがスムーズに進むように、町としても何らかの公区長の連絡会議だとか、協働まちづくりの協議会だとか、そういうのを通して議論しながら、いかに加入することができるかと、加入というか、皆さんのほうに広報紙なんか届ける手法ができるかといったところは、今後とも引き続き議論をして、よりよいコミュニティの体制というのはつくっていかねばならないというふうに思っております。

あと、今お話ありました、広報紙以外の選挙公報とごみカレンダーのことだというふうに思いますけれども、それにつきましては、今、ここは大変重要な部分、選挙という、民主主義の基本である選挙の公報と、環境の面からごみカレンダーというのは、やはり全員に周知したいという思いがありまして、現在は今、公区長を通さず郵送委託、委託をして全戸に配布しているといったところでございます。

ただ、それらも含めて、今後の広報も、そうしたらどうするかというのでもあるのですけれども、ただ、公区の主たる仕事は広報紙の配布だけではありませんので、私は、基本的には何かあったときの情報の伝達機関としての役割というのはすごく大きい部分があるというふうに思いますので、特に災害とかそういうときのことを考えて、いかにどういう加入促進というのでしょうか、参加していただくというか、公区に所属しているのだよということを理解していただくというか、そういう活動は、行政としてはやっていかねばならないというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかに、第1章について、質疑はございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（寺林俊幸） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 先ほど、今、ごみカレンダーと選挙公報のことがあったのですけれども、私はやはりハザードマップも同じぐらい重要ではないかなというふうに思っています。やはりこれについても、公区に入っているから入っていないからではなくて、住民一人一人に届けられるように手だてをとっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ハザードマップなのですが、今年度も改訂いたしますが、こ

れについては全戸配布、必ず全戸配布するように、これまでもそうしていましたが、今後についても同じように全戸配布するようにしています。

○委員長（寺林俊幸） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 結構、広報紙のことが集中的に話になっていきますけれども、先ほど私が最初申し上げましたように、この公区長、公区のあり方という点では、もちろん町の広報紙を配布する、見ていただくというのは、これは極めて重要なことだとは思いますが、あと公区長は、それ以外にも公区全体のあり方というか、そういうことも随分担っていただいていると思います。これは、公区の中で、せつかく近所で、社会的な生活を近くで送っているわけですから、親睦を図るようなこととか、あと今お話ありましたように、防災といいましょうか、何か災害があったときには助け合う、そういうようなこととか、いろんな役割がありますので、そういうことを全部ひっくるめて、公区長の果たす役割というのは大きいと思っております。

公区の中で住む環境をさらに改善していくために、公区としていろいろと毎年要望いただいておりますけれども、そういう要望の取りまとめも、これは公区単位でお願いしておりますので、各個人個人で要望されるということもありますけれども、これは、やはり公区全体の意向ということで町は承るのが一番いいのではないかと、そのような思いもありますので、いろんな広い範囲で公区の果たす役割はまずたくさんある、そういうことをまず捉えた上で、そしてその中の一つとして広報の配布、またいろいろな広報だけではなくて、いろいろな町からの情報提供のものも確実に町民の皆さんに届くように、そのような努力は今後とも続けていきたい、そのようには思っております。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 今のお話聞きまして、それであればなおさら、公区の数に公区長手当として公区長に渡すということがいいのではと思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今の件につきましては、過去には、全て広報紙なんかも、私どもで捉えている住民基本台帳に載っている世帯数を基本に、広報紙なんかもお願いしていた部分がございます。また、公区長報酬の戸数割の部分なんかも、そういうような計算をしていたのですが、たしか20年だったかというふうに思いますけれども、そのぐらいから、協働のまちづくりの協議会の中で、ここは公区長さんの代表者が出ている会議でございますけれども、その中で、うちは、幕別町としてはそれはこのままやりたいという部分はあったのですが、実際なかなか公区に賛同してくれない方が多くなってきた、先ほど来あるように、広報紙が来ても配布できないという実態があり、公区長のほうから、公区長が把握している分のみ広報紙なんかも届けていただきたいと。かつ、公区の運営費等の計算の元数になるのもその数でやっていただきたいというような申し入れがあって、そういうふうに変わってきたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私、その話を聞いていたのですよね。それで、聞いていて、広報紙を

配るだけが仕事だというふうな認識を持っている公区長さんもいるので、公区長としてすべきことは、広報紙を配るだけではなくていろんな仕事があるので、やっぱり広報紙を配れるから配れないからということで、そちらの答弁も理解する面はあるのですけれども、それだけで決めてしまうと、よりだんだん少なくなっていくような、そういう感じがしてならないので、そういうふうにした思いをお伝えしました。

○委員長（寺林俊幸） ほかに第1章について質疑はございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 今、論議する問題は、これ昨今ですぐ解決つく問題ではないかもしれないのだけれども、これやっぱり住民との接点というのは、一番原点にかかわる問題でも、行政組織としては一番根底の問題でもあると思います。だから、本当にこの6期総をつくる中で、今このずっとやってきて、やっぱり住民意識が変わってきた、時代が変わってきたというお話は、それは十分僕らもわかります。ですけれども、そういう危機感を感じているのであれば、逆にこの6期のときに、これをもっと本当に掘り下げてきちっと考える、今後に向ける気持ちがあるかないかが、きょうここで細かいルールをつくるより大事ではないかなと思うのですけれども、そこについてはどんなものでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 先ほど来、委員の皆さんがおっしゃっているその公区の重要性、そして町民の皆さんが公区に入ってくれること、そしてその中で人間的なつながりをしっかり持っていくこと、これは全く考え方は同じでありますから、これができるだけ今のよう落ちていくようなことのないように、その率が少しでも上向いていくような、そんなような状況を目指していくということには、変わりはないわけでありまして、そのことを基本構想及び計画の中では、しっかりと位置づけていくということであります。その改善していくために、どのような方策があるのかということにつきましては、これはこれからの中で公区長さんともよく話し合いをしながら、そういう加入率の向上に向けた具体的な策は、またこれからも継続的に考えていきたいと、そのように思っております。

○委員長（寺林俊幸） 小川委員。

○委員（小川純文） 公区長さんにも、いろいろ行政の一員として、いろいろなお願いもしていかなければならないと思いますけれども、調査もしていかなければならない。ただ、ある意味では、町民の義務というものもやっぱり一つは明確化にして、町がある程度の基本の方針をちゃんと出してあげないと、町民としての義務、権利もあるかもしれないけれども、町民としての義務というものも、やっぱり行政として指針をちゃんと出してあげないと、公区長さんもいろいろ迷う部分があると思いますので、その両方の部分をちゃんときちっと整理して、この基本計画並びに現実のものに結びつける努力をしていくことが、今後の歯どめにはなるのではないかと思うのですけれども、そういうところでよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに第1章についての質疑はございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議をはじめます。

先ほど来、地域のコミュニティということで、公区のあり方についての議論をしていたところでもありますけれども、このことについて質疑を考えてられる方、だいぶおられますでしょうか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今の議論の中で、そういう公区に加入しないという、そういう言い方をしますと、地域で、この本町のほうでも少しずつふえてきているのですが、そのことが地域のコミュニティを壊しているという部分も、既に見えてきているのですよね。この方は公区に入っていない、この方は公区に入っているということが、住民の中で、そういう人たちとはちょっと一線を画すというような部分も見えてきていますので、今ずっとこう議論されてきたように、公区と町内会というふうにしっかりとすみ分けをすれば、町内会は町内会、公区は公区ということをはっきり町民に知らせることができれば、コミュニティを壊すというそういう状況はなくなるのではないかと。私そこすごく最近気になっているところなのです。ここは公区の地図にも名前書かれていません、そこにもお知らせ広報も入らない、ここは別枠だみたいな、そういう意識が町民の中に既に生まれてきて、逆方向に行くのではないかという不安をちょっと抱えているところですので、そこはしっかりコミュニティというのであれば、コミュニティが深まるような手だてをとっていくべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） お答えは要らないですか。

ほかに。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 町が曖昧だということはないのです。最初に、私、話しましたように、転入者が来た場合に、あなたはどことこの公区の一員となりますと、そして、この公区長はどなたですと、そういうことで一度ご挨拶等をお願いしますというようなことは言っていますので、あくまでも町内会ということではなくて、幕別町は行政公区という制度をとっていますから、あなたはどことことという、先ほど言いましたことをちゃんと説明しておりますし、そういうことで、町としてはあくまでも行政区という考え方でし、あくまでも全員がそれぞれの公区に加入しているという立場です。ただ、私も言葉足らずな点がありましたけれども、加入率がちょっと最近下がっているという意味は、それは町内会ということで考えたときの加入率は下がっているという意味であります。ですから、それを混同して使わないように、私も気をつけるようにいたしますけれども、あくまでも町の考え方は、公区は全員加入している。ただ、一般的に言う町内会につきましては、これはそれぞれ町と直接関係あるものではありませんから、それぞれにおいては、加入してい

るしていないはあるだろうと、そういう意味でありますので、私も今後使い方につきましては十分気をつけたい、そのようには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 町内会で、町内会という位置づけでしたら、町内会の地図、住民の方に配布している公区もあると思うのです。それであれば、町内会という形、公区という形をすみ分けているというのであれば、住民の方に地図を渡すときには、これは町内会ですよ、これは公区ですよということで、住んでいる方の名前を空白で出しているという地域もあります。そうしますと、どうしてもそこに住民が住んでいるのに、地図には名前が書かれていないということが住民の中に知られるのです、公区の中に。そうすると、これはどういうことかということで、どうしても住民の中にそこ、あつれきが少しずつ深まってきたと思うものですから、公区長さんに、これは町内会の地図です、これは公区の地図ですと、すみ分けて町民に配布するという、そういう配慮が必要ではないかと思うのです、コミュニティとしてまとめていくには。私はそこちょっと心配なものですから、気になる場所なので、そういう指導もしていただきたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、町内会というお話ありましたが、地図に関しては、公区として、行政として地図を配布するなりつくるとことはしておりません。ですから、やっているのは、町内会活動としてコミュニティ活動を円滑に進めるために、隣近所の名前等を知らせるために作成しているものだというふうに捉えております。

○委員長（寺林俊幸） ほかに、第1章についての質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 先ほど、民生部長が実態について調査されると、現状ね、というふうにおっしゃられたので、ぜひ調査していただきたいと思うのです。

それで、例えば、今のような野原委員の質問ですけれども、町内会でそういうふうになっているということですから、実際出されている公区は、地図はその公区独自でつくっているのですけれども、公区地図として出されているところがたくさんあるのですよ。町内会地図ではなくて公区地図、それは、その公区が独自につくっているのですよ。

だから、町としては、その責任あるもの、責任ないとは言いませんけれども、そうではなくて、町内会が便宜上、その構成されている地図を枝番入れながら明確にしているところがたくさんあって、公区地図となっているところが多いのですよね。これもやっぱり混同していくということなので、実態調査されるときは、ぜひそういったところも調査されて、きちっとその公区というものが理解される、そういうその宣伝物であるとか仕事であるとかというふうに、その部分も調査をしていただきたい、このように思います。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 先ほど答弁の中で、公区の実態ということは捉えるのは大変重要だと思っておりますので、今言ったご意見も、こういった手法か、ちょっとこれから研究を進めないといけないと思っておりますので、そういった、これからも研究を進める中で、調査の内容については詰めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに、第1章について質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） ないようでしたら、第1章についての質疑は、これで終了いたします。

この際、3時15分まで休憩いたします。

15:07 休憩

15:15 再開

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議をはじめます。

次に、「第2章 特色ある産業で住まいる」、これについて質疑をお受けいたしたいと思います。第2章について質疑をご用意している方はいらっしゃいますか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 第2章ですね。

○委員長（寺林俊幸） はい、そうです。

○委員（千葉幹雄） 第5節の地域性あふれる観光の発信ということで、ここに一字だけパークゴルフをはじめということに書いてあります。このパークゴルフなのですが、私も以前はまあまあという感じで捉えていたのですが、実は、内部からいろいろと見せてもらう機会がありまして、特にことしパークゴルフの全国大会がありまして、幕別にスタッフ含めて500人ぐらいのプレーヤーが来町されたのです。それで、今、これはもう釈迦に説法ですが、全国で130万人の愛好者、約1,300ぐらいのコースがあるそうです。で、全国47都道府県のうち、46都道府県にコースがあつてということらしいのですね。それで、このスタッフも含めて、選手は四百数十名なのですが、これはもう全国で予選をして来ているのですね。

それら等々考えると、やはり我が町の観光ですとか、そういう分野を考えると、このパークゴルフを抜きにしてなかなか、ほかにたくさんいいことがありますよ、観光ありますけれども、やはりこの幕別だけから発信していくということになると、私はやっぱりパークゴルフが一番、今、浸透していますし、これからも、これを利用しながら、パークゴルフという競技を発展させていくことが、一番、幕別町を、観光でもそうでしょうし、国内外に売っていくツールの一つになっていく、最大のツールになっていくのだろうというふうに思うのです。

そこで、今現在、我が町は、昔はパークゴルフ振興係なところがありましたよね、行政の中に。それで、私は、もちろん日本協会が全国のパークゴルフの元締めとしてあるのですが、それはその役割があるのだろうと思うのですが、私はやっぱり幕別町として、行政として、やはりもっと多面的に観光としてパークゴルフを売っていくというその姿勢が大事でないかというふうに思えるのです。それで、私は、パークゴルフの競技人口等々考えていくと、観光ばかりでなくて、産業に与える影響、効果というのとか

なりあるのだろうというふうに思うのですよね。

そこで、行政の役割として、専任のそういう窓口というか、スタッフを設けろとは言いませんけれども、兼任でもいいと思いますので、兼任ね、ある程度職員を配置をして、もっともっと戦略的にこれを全国にさらに広めていくということが、観光の面からいっても経済の面からいっても大事なことでないかなというふうに思うのです。

これ、副町長もご存じでしょうけれども、インバウンドでプラス8プロジェクトありますよね。今、国の予算で、町でも委員会立ち上げてやっていますよね。いろいろ議論しても、帰するところやっぱりパークゴルフなのですよね。根っこというか、要するに、パークゴルフと絡めて食、何か食べ物と温泉だとか、それからスキーだとかね、パークゴルフを絡めたことしか、やっぱりなかなか考えつかないのです、現実問題として。

ですから、そういった意味でも、幸いにして幕別で発祥したスポーツでもありますし、これをもっともっと全国に発信していくような、そういう戦略というのでしょうか、そういうものを私は考えていく必要があるのだろうというふうに思うのですけれども、特に、今、総合計画ですから、10か年に及ぶ計画ですから、その中でもっとパークゴルフというものを柱にして、積極的に前へ進めていくべきだというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 今、パークゴルフのお話ですけれども、観光に絡めてということでございます。千葉委員言われるように、今現在、プラス8プロジェクトの中で、パークゴルフをメインのツールといたしまして、外国人の誘客といいましょうか、町に来てもらうような取組を行っております。これ外国人だけでなく、道外、国内の道外も含めて、パークゴルフというのは、今、委員言われましたように、普及はしているのですけれども、まだまだパークゴルフを経験していないという方もいらっしゃるというのが現実かなというふうに思います。

先日も、クラブツーリズムのツアーに参加された十勝にいらっしゃった道外の方々に、その旅行の行程の中にパークゴルフ体験というのを無理やりと言いましょか入れさせていただきますまして、その行程の中でパークゴルフ体験を組み込んでいただきました。体験していただいた方々の感想をお聞きしますと、非常におもしろかったということで、評判がよかったようなこともございます。で、このパークゴルフを幕別町の最大のツールとして、今後、観光の振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

千葉委員言われるように、現在は普及という形では、日本パークゴルフ協会がその役割を担っていただいているというようなことはございます。で、パークゴルフの振興全般については、町の組織でいいますと、企画総務部の政策推進課ということにはなりますけれども、観光という意味合いでは商工観光課も連携しながらやってはいるのですけれども、なかなかこれ専属の職員というところまでは、今はまだそこまでは考えてはおりませんけれども、今後、こういった観光絡めての誘客、観光の誘致活動等々を考えていったときに、果たして、今の体制でいいのかというようなところもございますので、そういったことも含めまして、今後の取組を進める上でも、ちょっと今後の経緯を見守りながら検討を進め

てまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 少し前向きだなとは思いますが、今後の推移を見ながらとかという、僕はそんな次元の話ではないと思う。もうここまで来ているわけですから。いやいや本当に、部長笑っているけれども、ではほかに何があるのと。いや、パークゴルフ抜いて、では何があるのと、逆に僕は聞きたいぐらい。

そして、この間、終わってから 500 人ぐらいで交流会やったのですけれども、町長が、ようこそいらっしゃいましたということと、それから、やっぱりパークゴルフの威力はすごいと。なぜならば、昔、本州へ行って、幕別町と言ったらどこにあるのと言われたと。帯広を知っているかと言ったら知っている、池田を知っているかと言ったら池田も知っている。その間にあるのが幕別町だと言ったという話。いや、本人の挨拶の中ですよ。ところが、パークゴルフが振興するようになってからは、幕別町と言ったら、パークゴルフの発祥の町ですものねと言われるようになった。だから、パークゴルフのそういう効果というのは、すごいということを挨拶されているのです。実際、僕もそうだと思う。

だから、それ以外に、いやこれから考えていきたいとか何とかというのであれば、いやいや、それではこの後これを抜いて何があるのと、幕別の観光を考えたときに。そういうことになるわけですから、もうちょっと、今すぐ結論出せとは言いませんけれども、やはりそういうことを考えると、これは一日も早くそういう体制、行政としてパークゴルフを中心とした幕別町を売っていくのだと、どうやって売っていくのだということを、やっぱり戦略的に考えていく必要があると思う。どうだい。

○委員長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 今、千葉委員のほうから、ほかに何があるのというようなお話もございましたけれども、現実的には、今年の 2 月ですか、冬の明野ヶ丘スキー場を貸し切りで使うような形で、マレーシアの方の観光ツアーが参りまして、60 名以上の方だったと思いますけれども、そこでそり遊びをしたり、それから、今年ちょっと前ですけれども、同じくマレーシアからのツアーで、ととろ一どございますけれども、あそこに行ってサケの上るところを観察したりという、まあちょっと我々が考えると、例えばそり遊びなんて大したことないなというふうには思いますけれども、マレーシアの方からすると、非常に楽しかったというようなこともございますので、本当に身近なものが観光素材となり得るということで、パークゴルフ以外に何もないというわけではございませんので、パークゴルフが最大のツールであるということは我々も認識はしておりますので、そういったことを踏まえながら一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そんな細かいことを僕は言っているのではないのだよ。ととろ一どに何人来たとか、そのマレーシアから何人来てそりで遊んだとかと、そんなことを言っているのではないの。それは、もちろんほかにあるよ、小さいことはあるけれども、ただ、これだけ振興して利用者があって、こういうツールがあるのに、もっとこれを利用して売ったほうがいいのかということを行っているわけだから。そりやスキーで遊ぶのは、

これは幕別でなくてどこでもできる話ですから。ですから、やっぱり私は、パークゴルフにこだわって、お互いいろんな立場はあるのでしょうけれども、ここはやっぱり幕別を売っていくために、幕別の観光あるいは産業を振興させていくために、パークゴルフというツールを最大限利用しましょうということですから、もう答弁は要りませんけれども、そういう方向でなるべく早く目に見える形で進めてほしいと思う。どうですか。

○委員長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） パークゴルフが幕別町の最大のツールであるということは、先ほども申し上げましたけれども、我々も理解をしているところでありますので、最大限活用して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 第2章の特色ある産業のところの農業振興の後継者対策のところは、大変重要な課題だというふうに思っていました。

それで、ここで農畜産物の安定生産、向上というようなところでは、労働力確保のためにということで、障がい者や高齢者を雇用して確保していくということ。これ自体は、いろいろな農業分野も仕事があるわけですから、そういったところに広がったらいいなと思うのですが、要は、今の農家戸数がどんどん減ってきておりますよね。そこには後継者がいないということが一番の要因になっているわけですから、そういう抜本的な後継者と労働力確保という点では、いまいち何か弱いなという感じがして読んでおりました。

つまり、なかなか地元での雇用というのが難しくて、外国人労働者がだめだということではないですよ、ですけども、多大なエネルギーを使って外国から呼ばなかったら成り立たないぐらいの、今の幕別町の特に畜産農家などの経営になっていますよね。

そういうことを考えたら、地元の労働者の育成だとか、それからそういったところの地元雇用での支援だとか、そういうようなものが、まあ寄宿舍も空いているところの空き家を利用してそういうところを使うというようなこともありますけれども、でも通いを考えれば、経営するところに泊まる場所などがあつたほうがずっといいわけですから、そういう点でも、後継者対策、労働力の確保という点では、どんな議論をされてここに提起されたのか、伺いたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 労働力確保の関係と後継者対策ということでございます。

まず、労働力確保につきましては、委員言われるように、農業においても労働力が不足しているというようなことがあって、例えば外国人の方を雇用したりだとか、そういったこともございます。そういったことがあるものですから、ここに記載にありますように、まずは労働力が少ない中で、どうやって省力化を図るかというようなことが一つにありますので、ICTを活用したスマート農業というものがございますので、そういったことで省力化を図っていくような取組を進めるということと、あわせて、障がい者あるいは高齢者を雇用する農福連携事業というようなことにも取り組んでいけたらというふうに考えております。

それと、後継者対策につきましては、現在、幕別町の状況といたしましては、町の状況といえるでしょうか、道内の状況について現状を申し上げますと、道内の新規就農者につきましては 566 人おりまして、年々減少していくような状況でございます。本町におきましても、平成 7 年より幕別農村アカデミーを開設いたしまして、新規参入希望者の受け入れをはじめ、次世代を担う農業後継者等の育成を進めております。新規参入者につきましては、アカデミー開設以来、平成 28 年度末で 13 組が就農しておりまして、現在も 3 名がアカデミーのフロンティアコースに新規参入を目指しておりまして、さらに新規参入を前提といたしました短期研修に 2 名が在籍しているなど、担い手の育成確保に努めているところであります。これ以外にも、後継者対策といたしましては、アカデミーの中でリーダー研修ですとか、そういった実際の経営者の後継者ですね、実際の後継者を対象とした研修や何かも実施してございますので、そういった受講生の方もいらっしゃると思います。

ただ、新規参入ということに限っていいましたら、ここ数年ゼロだったのですけれども、28 年度については、2 組 4 名ということなのですけれども、4 名ございました。道内の中でも比較的新規参入があったほうではないかなというふうには思っておりますけれども、そういった意味で、特効薬的なものはなかなかないのですけれども、引き続きそういった農村アカデミーでの募集、受け入れ、研修等を通じて、後継者の育成確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 基本的には、今までの流れとそう変わらないなというふうに思います。それで、農家戸数そのものは、ふえているときはありません。ずっと減りっ放しで来ていると思います。長いスパンで言うと、今、もちろんそのずっと昔から言えば 3 分の 1、4 分の 1 になっているわけですから。

で、ここで、幕別町では女性農業経営も頑張ってもらって、要するに家族経営、これは家族経営協定ですか、そういう位置づけもしながらやってきても、今頑張ってアカデミーをやっても、いろんなことをやっても、農家経営者は減ってきているというふうになれば、今以上に何か策を講じていかないと、この農業を維持するということは難しいと思うのですよね。で、法人化、大規模化というふうになってきたときには、また新たな問題も生まれてくるわけですからね。やっぱり地場産業を生かそうと思ったときに、この担い手になる人たち、いろいろ全道の中では少なくないということですから、全道も苦労されていると思うのですけれども、やっぱり魅力発信して、U ターン、I ターンも含めて畑違いの方からも、この農業の魅力と支援策がセットになっていって、はじめてそこで研修を積んでつながるということですから、その発信の仕方なども、もっともっと広く幕別町に目を向けていただくような、農業経営に目を向けていただくような位置づけを、がんと持ちながら 10 年進めるというふうになっていかないと、この計画もって 10 年たったら、やっぱりまた農業は減りましたよということではいけないと思うのですよね。そういったところを十分、細かいことはいいですから、意見として申し上げておきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。第 2 章について、ほかに質疑はないでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようですので、第2章についての質疑を終了いたします。

次、17 ページ「第3章 人がいきいき住まいる」、これについての質疑をお受けいたしたいというふうに思います。第3章についての質疑はございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 細かい点で盛り込まれていないのかもしれないのですが、24 ページ、一番下の AED についてなのですが、ここでは救急処置の普及推進ということで掲げられておりますけれども、AED の機器についてなのですが、現在、公共施設、学校等で設置されているかと思うのですが、それぞれ使用期限があるかと思うのですが、ここ、この計画 10 年なのですが、この 10 年の間に、かなり多くの機器の更新が必要になってくるのかなというふうに思うのですが、費用を要することでもあるのですが、その使用期限の把握だとか、あと更新、その辺どのように押さえられているのか、お伺いしたいと思います。細かい点なのですが。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） それぞれの機器の更新というのは、ちょっと今手元にないものですからあれなのですが、基本的に AED は機器の更新前に、借り上げという形で更新、全ての機械が即使える形の中で、計画的に更新を進めているところであります。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかに第3章についての質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようでしたら、第3章の質疑を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） これで、本日予定しておりました第1章から3章までの協議を終えるわけですが、まだこの中で今後お気づきの点など出るかと思っています。最終段階での、11 月に予定されております会議の中で総括をする予定になっておりますので、その中でも質疑、ご意見を伺いたいというふうに思います。

2 番のその他については、こちらからはございませんけれども、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） それでは、次回の開催日程でございますけれども、日時については、10 月 31 日午前 10 時よりといたしたいと思います。場所については、この会議室、役場 3 階会議室ということでお願いしたいと思います。10 時です。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） それでは、本日の会議をこれで散会いたします。

(閉会 15:42)

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 31 日
開会 10 時 00 分 閉会 11 時 28 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 田口廣之
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 谷口和弥 乾邦廣 藤原孟
(議長 芳滝仁)
- 4 欠席者 藤谷謹至 千葉幹雄
- 5 傍聴者 松村記者(勝毎)
- 6 説明員 副町長 川瀬俊彦 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 建設部長 須田明彦
札内支所長 坂井康悦 忠類総合支所長 伊藤博明
教育部長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
政策推進課副主幹 西明正博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件 1 第6期幕別町総合計画について
2 その他
- 9 議事概要 別紙のとおり

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(寺林俊幸) ただいまより、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を開催いたします。

はじめに、諸般の報告を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長(細澤正典) 本日、藤谷委員、千葉委員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長(寺林俊幸) それでは、はじめに1、第6期幕別町総合計画についてということで、本日は第4章、第5章を中心に質疑を進めてまいりたいというふうに思います。まず最初に第4章、続いて第5章と説明をいただき、その後質疑をお受けいたします。

まず、第4章の説明をお願いいたします。

政策推進課長。

○政策推進課長(山端広和) それでは、第4章から説明申し上げます。

前回配付しております資料1、総合計画基本計画(案)の30ページをお開きください。

「第4章 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」、「第1節 豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

施策の方向性については、全部で6項目となります。

施策の方向性の「1 学習プログラムの充実」については、多様化・高度化する学習ニーズに応え、町民が生涯学習の機会が得られるよう体制づくりに取り組むといった内容であります。

「2 情報提供の充実」については、学習情報の効果的な発信を、「3 指導者・団体の育成」については、人材の発掘や指導者の育成・確保を図り、指導体制の維持・拡充に努めるといった内容であります。

「4 学習・活動機会の充実」については、地域の特性や年齢層などを考慮した多様な学習機会の提供を図るとともに、誰もが参加しやすい体制を設け、生涯学習への関心を高めたり、学習活動等を通じた地域活動の推進など、活動機会の充実を図るといった内容であります。

「5 施設の機能充実」については、各種生涯学習施設等の機能充実を図るといったこと、「6 図書館機能の拡充」については、図書館事業を行うための人材育成や個性や魅力ある図書館づくりを進めるといったこと、また子育てや保健、福祉などさまざまな分野と連携した事業を展開し知の拠点づくりに取り組むといった内容であります。

31ページをごらんください。「第2節 「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

施策の方向性は、次のページにわたりますが、四つになります。

はじめに、「1 幼児教育の充実」については、異年齢教育、預かり保育、満3歳児保育の充実や幼稚園、保育所、小学校との交流連携の拡充、保護者負担の軽減などに努めて

いくといった内容であります。

次に、「2 小中学校教育の充実」についてであります。このページの部分では、学習指導要領に基づいた、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた生きる力を育むといったことや、郷土に対する愛着と理解を深める教育の推進、社会に開かれた学校経営の推進のほか、学校の ICT の整備・活用といったことや、地域住民との連携・協力を深めた教育の推進などをうたっており、次のページになりますが、ここでは、教育相談体制の充実や食育の推進、安全な給食の提供や地域の食材を生かした給食の充実といったことのほか、小中一貫教育の推進や義務教育期間における保護者負担の軽減に努めていくといった内容であります。

次に、「3 教育施設の整備」については、長期展望に立った学校施設の計画的な整備改修や教職員住宅の改修整備について触れております。

次に、「4 高等学校教育・特別支援学校の支援」については、各学校の特色を生かした魅力ある学校づくりへの支援や社会に開かれた高校版学校運営協議会の導入に向けた協議、また、特別支援学校の教育活動について、地域・関係団体等が一体となり支援を行うといったことや、経済的理由により就学が困難な生徒を支援していくという内容であります。

33 ページをごらんください。

「第3節 青少年の健全育成の推進」についてであります。

施策の方向性「1 青少年の健全育成」については、家庭教育に関する学習機会の充実や自然体験・ボランティア活動などを通じて豊かな人間性を育てるといったこと、また、PTA 連合会や児童生徒健全育成推進委員会、子ども会などの活動に対しての支援を通じ、青少年の健全育成を推進するといった内容であります。

次のページをお開きください。

「第4節 芸術・文化活動の振興」についてであります。

施策の方向性は三つになります。

「1 芸術・文化活動の育成と支援」については、文化・芸術の発表、鑑賞の機会を提供する文化協会や町民芸術劇場などの団体を支援し、リーダーの育成や自主的な活動を促進するといったことや、活動の拠点となる百年記念ホールをはじめとした公共施設の活用を図るといった内容であります。

次に、「2 芸術・文化事業の推進」「3 芸術・文化鑑賞機会の拡充」については、町出身の芸術家や町民の作品等を広く紹介し、芸術・文化の振興発展を促進することや、子供や初心者にも配慮した文化講座・教室を開催するとともに、鑑賞機会の提供に取り組むといった内容であります。

35 ページをごらんください。

「第5節 歴史的文化の保存・伝承」についてであります。

施策の方向性は三つであります。

この節では、ふるさと館や蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館といった本町の歴史・文化を継承する施設がありますが、歴史的資料を適切に保存するため、施設の整備・改修に

より充実を図っていくことや、地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援し伝承活動の充実を図るといったこと、また、資料を展示・公開し児童生徒や町民の方に郷土の歴史に触れる機会を設けるほか、アイヌ民族の歴史・文化などの調査・研究や保存・伝承活動の支援といった内容であります。

次のページをお開きください。

「第6節 健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

施策の方向性は四つであります。

「1 スポーツ・レクリエーション活動の推進」については、講座や講習会などを通じてレクリエーションに親しめる機会の充実を図るほか、情報提供の充実、また、町出身のアスリートやスポーツ団体との連携により、各種大会・イベント、合宿誘致などを通し、スポーツに対する意識の向上を図るとともに、次世代オリンピックアスリートの育成を進めていくといった内容であります。

「2 指導者・組織の育成と支援」については、体育連盟やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの支援を図ること、また、情報提供の充実を努めながら指導者の養成を行っていくといった内容であります。

「3 社会体育施設の整備拡充と有効活用」については、社会体育施設の計画的な環境整備を進めるとともに、管理運営と機能充実の推進、学校体育施設の有効活用を進めていくといった内容であり、「4 パークゴルフの振興」については、国内外への情報発信に努め、さまざまな分野と連携しながら一層の振興を図っていくという内容であります。

以上までが第4章になります。

続いて、37ページをごらんください。

「第5章 自然との調和で快適な住まいる」「第1節 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成」についてであります。

施策の方向性については、六つになります。

この節では、環境負荷を軽減するため省エネルギー化の推進や地産地消を目指した再生可能エネルギーの普及促進、ごみを出さない、ごみの再使用、ごみの再資源化といった3Rによるごみの排出量の抑制と適正処理を推進し、環境に優しい循環型社会を目指すといったこと、道路・公園などの環境美化や不法投棄防止などに向けた意識啓発などを行っていくという内容であります。

次のページをお開きください。

「第2節 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備」についてであります。

施策の方向性については、次のページにわたりますが、五つになります。

「1 主要幹線道路の整備促進」については、国や北海道などの関係機関に対し、引き続き要望をしていくといった内容で、「2 町道の保全と整備」については、国道など幹線道路網へのアクセスを考慮し、生活の利便性等を重視した計画的な町道整備や、緊急性、必要性、公益性を考慮した路線整備と緊急輸送道路の整備強化、また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路橋の安全性・信頼性を確保していくといった内容であります。

「3 安全な道路環境の整備」については、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備

の推進、39 ページになりますが、「4 公共交通機関の確保」については、コミバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図っていくといったこと、「5 除排雪体制の確立」については、機動力のある除排雪体制や除雪機械の計画的な整備充実、ボランティアなど自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図っていくという内容であります。

次のページをお開きください。

「第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備」についてであります。施策の方向性は三つになります。

この節では、道路・公園、下水道など都市基盤の計画的な整備や地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援、住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画による建て替えや住宅の改善を進めていくといった内容であります。

41 ページをごらんください。

「第4節 町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備」についてであります。施策の方向性は二つであります。この節では、公園長寿命化計画に基づき予防的な修繕や計画的な再整備など、町民参加を基本とした公園整備を進めていくことや、緑の基本計画に基づき長期的な緑地の維持保全に努めていくこと、また、町民の緑化意識の高揚を図っていくといった内容であります。

次のページをお開きください。

「第5節 安全安心な水道事業の運営」についてであります。

施策の方向性は二つであります。この節では、水道施設の整備を計画的に進め水道水の安定供給を図っていくことや、災害時にも一定の給水を行えるような強い水道の構築、健全な事業経営の維持のほか、水道経営の情報提供に努めていくといった内容であります。

43 ページをごらんください。

「第6節 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理」についてであります。施策の方向性は、四つであります。

「1 計画的な下水道事業の推進」については、処理区域内における下水道接続の普及と郊外地の合併浄化槽の整備・普及、また、ストックマネジメント計画を策定し持続的な機能の確保とライフサイクルコストの低減を図るという内容であります。

「2 効率的な下水処理の推進」については、幕別・札内市街の処理区の統合など、効率的な処理の検討や事業を推進し維持管理費の低減を図るといったこと、「3 財政収支の適正化」については、健全な事業経営と経営状況に係る情報提供、「4 雨水排水対策の推進」については、必要な施設整備と適切な維持管理に努めていくといった内容であります。

次のページをお開きください。

「第7節 計画的な土地利用の推進」についてであります。施策の方向性は、一つであります。

この節では、地区の特色に応じた市街地の形成や主要幹線道路沿線については、工業系業務施設の立地動向や必要性に鑑みた適切な土地利用を図ること、また、今後の土地需要

に対しては、民間活力も活用しながら既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るといった内容であります。

以上までが第5章であります。

基本計画案の第4章から第5章までにつきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） ただいま、第4章から第5章までの説明をいただきました。ここで、第4章についての質疑をお受けしたいというふうに思います。

挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 31ページの「2 小中学校教育の充実」の「（8）教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます」とあります。

当然、ここに網羅されていることは、一つ一つ10か年計画において大事なことだというふうに位置づけてはいるのですが、昨今、社会的な問題にもなっている教職員の多忙化、いわゆる過労死ラインを、というふうには言われてはいないのですが、5割を超える教職員が幕別町でもそういう実態にあるということになりますと、これ（8）のようところで一区切りで位置づけするという点では、若干弱いような気がいたしまして、教職員の環境については、住宅の整備ですとか研修とかというふうにはあるのですが、そういった教職員のゆとりを保障するような教育行政を今後10年間努力していくべきだというふうに思うのですが、その辺はどんな議論をされたでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ただいまの多忙化の関係でありますけれども、一般質問でもありましたけれども、町としても、今、多忙化については、これからどういったことができるのか、さまざま議論しておりますけれども、ご存じのとおり教職員の皆さんというのは転勤されるわけありますので、一つの町でこういったことをやるというふうにしても余り効果がないといえますか、効果が低いということもありまして、これは管内的、全道的、またそれぞれ国においても、今、働き方改革などを通じて指示がありますけれども、そういったことを踏まえて、もちろん当然のこととして、部活の負担軽減ですとか、勤務時間の管理の手法だとか、具体的にはそういうことですが、できることから着手してまいるといえるのはもちろんのことです。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これまでもそういう姿勢は示していただいております、理解はしているところなのですが、こういった全十勝的な異動あるいは全道、部長がおっしゃられるようなそういった環境にあるからこそ、一つ一つの自治体から声を上げるというのも、またこれも大事ではないかなというふうに思っております。つまり、十勝でしたら十勝教育圏一環としての位置づけ、そういうものは、それぞれ総合計画の中で位置づけられることによって、より強化されていくのではないかなというふうに自分としては思うものですから、お尋ねをいたしました。

全体的に取り組まれていくということですのでありますから、今の部長のお答えで了承したい

とは思いますが、教育の今後 10 年間の課題の中の問題解決、現状と課題というところには、そういうこと一切触れられていませんので、そういった位置づけも持っていただいて、10 年間臨んでいただくということを求めたいと思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 第 2 節にかかわることになります。

ここぞという部分でないですけども、小中一貫教育並びにコミュニティ・スクールの部分ということで表記されているところですが、いろんなところでも発言させていただいておりますが、これについては、特にコミュニティ・スクールがかかわってくるという部分においては、本当に町全体のあり方を変えていくというようなスタンス、少なくとも教育委員会だけの問題ではないというふうなものでありますし、今の体制でいきますと、学校教育課のみで、その辺の対応をされているような感じを見受けられます。そういった部分で、今後 10 年間の中で、小中一貫教育、それからコミュニティ・スクールに関して、個人的には非常にいいと思っていて、ぜひ推進していただきたいというふうには思う立場ではありますけれども、その中で町全体の取組として、どこまで体制をこれから敷いていこうというふうにされているのかという部分、それから、これらの地域課題という部分について、なぜ一貫教育が幕別町において必要なのか、コミュニティ・スクールがこれからも幕別町において必要なのか、そういった部分が、なかなかまだいろんなところではっきりとした回答がないというふうに認識しております。これ、総合計画をつくるに当たりまして、どのような話が出て、どのような考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問の 1 点目の小中一貫、コミュニティ・スクールにかかわって町全体の取組でということでもありますけれども、もちろん教育委員会が主体となって取り組んでまいりますけれども、ここの第 2 節にあります「生きる力」を育む学校教育の推進ということでもありますけれども、簡単に、生きる力を育むといっても、なかなか妙案はないといいますか難しいと思います。そういったこともありますので、ちょっと 2 点目の質問ともかぶってくるのですけれども、なぜ小中一貫なのか、コミュニティ・スクールなのかということを申し上げますと、本町の教育目標であります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の具現化のために、生きる力を育む学校教育を推進していくということがこの根本でありますけれども、一言にそうやって言ってもなかなか妙案はないということで、小中一貫もコミュニティ・スクールも、その実現に向けた一つのツールとして取り組んでいきたいと。これで全てが解決するというふうには思っておりません。そのため、この実現のためには、町としてもあらゆる施策を総動員していかなければならないというふうには考えております。そういったツールの一つとして、できるところからやっていきたいということでもあります。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 小中一貫教育あるいはコミュニティ・スクールというものが、郷土愛を育てる云々という部分に、なぜつながっていくのか、つながっていかないとも思わないですけれども、なぜつながっていくのか、また、それに向けてのこの制度を導入していくということであれば、非常に何か小さいというか、もっと本当にこれ町全体の施策全て、関係団体と企業も含めてかかわってくるものだというふうに思いますし、どちらかといえ、主体は、教育委員会どうしても文科省の管轄になるので、教育委員会になるかと思うのですが、内容的には町長部局の内容というふうにも言われておりますし、そういったところの押さえとしては、非常に弱いのかなというふうに感じます。

何度も言うようにですけども、これについて全く反対はしていなくて、非常にいいものだというふうに思っておりますが、今の状況をこちらのほうで把握する限りでは、ちょっとまだ話が煮詰まっていないというか、議論が少ないのかなというふうに思われます。

うまくいっていないところは、道内でもたくさんあります。一応小中一貫教育というふうにやっている、一応コミュニティ・スクールを取り入れているというふうに、名前だけというところでは取り入れている、道内でも全国でもたくさんあるわけですけども、そういったいわゆる中途半端に終わってしまうというものが、この制度においては失敗という言葉ちょっと使っているのかどうか分かりませんが、一番失敗で、やるのであれば、本当に徹底的にやらなければいけないというふうに思う制度だと思っておりますので、もうちょっと深い、組み入れていくことはいいと思っておりますので、それに対しての体制づくりを、もうちょっと庁内の中で検討していくべきではないかというふうに考えます。

もしご回答いただければ。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員からお話があった、小中一貫、コミュニティ・スクール、町全体としての取組はということなのですけれども、町全体という部分で言うと、今、教育の世界では、社会に開かれた教育ということで、今までの学校を開くだとか、そういうところからもう一步踏み込んだことが言われてきているかというふうに思います。

これはなぜかという部分は、時代的な背景もあるのでしょうけれども、やはり学校と地域との結びつきが弱くなってきて、学校が孤立化してきていると、そういう時代背景もあるかなと。そういうものを含めて、私たちの町としては、小中一貫、コミュニティ・スクール、特にコミュニティ・スクールというところが、大きなポイントになってくるかというふうに思いますけれども、地域ぐるみで学校を応援する体制として、この事業を実施していきたいという意味でございます。そういう面で、教育は昔から人づくりということで、これは地域の人材のみならず、国家 100 年を語る上で重要な事業ということでございます。

そういう面で、今回の小中一貫、コミュニティ・スクールという部分については、教育委員会を中心としながら、コミュニティ・スクールとなりますと、町長部局との連携というのにも必要になってきますことから、まずは教育委員会において、そういう全体的な枠組み、フレームというのを十分検討していただいた中で、町長部局と連携して、先ほど言い

ました社会に開かれた教育と、こういうような教育の今の流れかなということでございますので、そちらに向かった連携というのは、強化してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） これが全道、全国の中で先進地域と呼ばれているような地域で、ある程度形になっている地域においては、かなり長年の積み重ねがあった上でのできているものがありますので、焦らず 10 年間かけてじっくりという部分で、しっかりとした体制をとっていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 節の豊かな人生を育む生涯学習の推進のところの、方向性の 6 番、図書館機能の拡充のところなのですが、項目が 3 点ありまして、3 番目に「子育てや保健、福祉などさまざまな分野と連携した事業を展開し、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組みます」とありますが、この図書館を核とした知の拠点づくりに取り組みますとありますのですけれども、どういった内容で進めていくのでしょうか。考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 図書館機能の拡充の関係でありますけれども、子育てや保健、福祉などさまざまな分野と連携ということで、今、もう既に取り組んでおりますけれども、これを 180 度方向転換するというものではありません。今までの施策、これを継続しながら、例えば子育てですと、マイファーストブックサポートの事業ですとか、保健、福祉などの分野といいましたら、図書の納入のときに障害者福祉施設の方々に、本のブックカバーをつけていただいたりとか、そういうことを今現在も進めておりますけれども、そういったことを継続しながら、さらに今後においてはこういったことが可能なのか検討しながら、こういった事業を拡充していきたいということでもあります。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私がお聞きしたかったのは、その次の言葉で、図書館を核とした知の拠点づくり、これなのですけれども、これはとても重みがあつて大きい事業だと認識しています。図書館が 2014 年から導入した蔵書管理システムや地域づくりを核にした取組は、去年の図書館総合展でも、先進事例幕別モデルとして大きく紹介されました。全国から注目される中において、こうした実績を生かして、さらに今後積み重ねていくためには、町として今後の姿勢をしっかりと明記していくことが大切ではないかと思います。

よって、図書館を核とした知の拠点づくりの文言を、6 の項目、この「図書館機能の拡充」のところの、それにかわる見出しにして柱にするべきだと考えるのですね。それで、「知の拠点づくり」ということで、1 番、2 番、3 番ということ明記したほうが、町の姿勢がわかりやすいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ただいまの委員の知の拠点ということでもありますけれども、もちろん、今、図書館といたしましては、知の拠点として、図書館のネットの力ですとか本棚の力、人材の力を再構築して、地域情報編集センターとして既に知の拠点として取り組んでおります。もちろん、そういったことは継続してさらに拡充していきますけれども、今言った見出し、この知の拠点ということ、6番の図書館機能の拡充に置きかえるということでもありますけれども、全体的には図書館機能を拡充するという中には、もちろん知の拠点という言葉も（3）には入っておりますので、その言葉だけを上に持っていくというよりは、これからこういった方向性にでもつなげていけるようなタイトルとして、図書館機能の拡充ということを設定したところであります。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 3番の項目の括弧の中に、子育てや保健、福祉など、このここの部分と、その図書館を核としたものが両方入っているということで、それであれば、これを図書館を核としたのを4番とかそういう形で、別にした方がいいのではないかというふうに思います。もっと広がっていくものですし、最終的には、これ本当に重みのある事業だと思うので、ちょっと私自身は3番の中に二つが入っているというのが違和感を感じたので、図書館においては、図書館は福祉と連携して地域の経済を回していくということが、全国から注目されているのもあるのですけれども、本を貸すだけではなくて、住民の知的な要求に応える、何か全てのこれからの時代に、住民が知恵を出し合って、知的な財産を生み出していくような環境づくりが知の拠点づくりだと思っておりますので、その辺のところ検討していただきたいと思ってお伝えしました。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今のご意見いただきましたけれども、私たちもこの知の拠点という言葉に、そういった思いを込めているところであります、この知の拠点、今言いましたけれども、知の拠点にそういった思いが込められているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） わかりました。

この図書館だけではなくて、文化的な施設とデータを共有して、これから進めていくということも、可能性としてはあると思うのですけれども、5節の歴史的文化の保存・伝承のところに飛ぶのですけれども、その施策の方向性にも、図書館の事業と連携するといった文言を入れるということも、大事なのではないかなというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 答弁はよろしいですか。

○委員（内山美穂子） いかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） もちろん図書館は、図書だけではなくて、図書、記録、その他必要な資料を収集して整理し保存するところでもありますので、もちろん当然のこととしてそういったことは進めていくという考えではあります。具体的に、ここには文言としてはありませんけれども、これは総合計画ですので、そういった施策については、この総合計画

に基づいた、それから3か年事業ですとか、そういった事業の中で、おのずとして取り組んでいくというふうに考えております。

○委員（内山美穂子） わかりました。

○委員長（寺林俊幸） この際、質疑につきましては、項目ごとに区切ってまとめて質問をお願いしたいというふうに思います。

ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 32ページの（12）です。これは学校給食に関することなのですが、ここに（12）のところに定めてあります、10年間の計画ということです。この中にアトピー対策ということも含まれているのでしょうか。子供の成長の過程で、アトピーにかかわる子供たちも複雑に出てきているという状況もありまして、ここにその対策も含まれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう一点、4の高等学校教育の中の（4）ですが、経済的理由によりというこの項目ですが、道の奨学資金制度と一緒にってから、この対象になる子供が、世帯が少なくなっております。今後、この10年間で町でどのような対策を考えられているのか、その点も二つお聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 1点目の給食の関係であります。今現在、既にアレルギー対策には取り組んでおりまして、その中で、個別にアトピー対策に特化したというものは今はございませんけれども、そのアレルギー対策の中で、アトピー対策についても含めて、今後はもちろん検討していくというふうに考えております。

あと、2点目の「経済的理由により就学が困難な生徒を支援します」ということでありますけれども、今の段階で、今後10年の施策については、私も正直申し上げて持ち合わせておりませんが、今後においては、議員の皆さん、委員の皆さんと議論を深めながら、その時々に応じて施策を組み立ててまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） アレルギー対策の問題では、これは施設との関係もあるということで、施設の計画の中にも入ると思うのですけれども、あわせて充実させていく方向で、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと、就学援助の件ですけれども、私たち議員がどのような対策を求めていくか、それによって変わっていくということなのではないでしょうか。お答えによりますと、そういうふうに思いました。教育委員ね、わかりました。教育委員の中で議論を進めていきたいということなのですか。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） もちろん教育委員会として原案をお示した上で、ご議論をさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。

○委員（野原恵子） 1点目の質問に関連して、対策の中に、アトピー対策と同時に、施設の検討もあわせてという、ここにかかわらない施設の問題もあるとは思いますが、そのこともあわせて、今後、検討の余地はあるという捉えでいいのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 給食センターの施設の拡充につきましては、現状においてはかなり難しいというふうには考えておりますけれども、今、施設の中で食材を工夫したりして、アレルギー物質を除去したりとかいったことも進めておりますので、まずはそういったところを拡充してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） ほかにございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 36ページの第6節、健康づくりとスポーツ活動の振興の中で、現状と課題の中に、障害を持つ方々を含め子供から高齢者までスポーツに取り組める環境の普及を進める必要があるという文言があるのですが、施策の方向性について、障害を持つ方々への記述が大変希薄になっているかと存じますが、こういった議論が行われたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） これまでも、障害のある方のスポーツの環境というのは、やはりなかなか取り組まれていない、進んでいないという状況にあります。今後この6期総の中では、これまでの取り組まれていないことを、この基本計画の中では具体的なことはまだ示されてはいないのですが、この中で、今後こういったことができるのかというのは当然話し合わなければならないと。今回の、このきょうの基本計画の中では、まだ具体的な方向というのは出ていないものですから、やはり障害のある方に対してもスポーツ参加、健康維持という部分では、当然取り組まなければならないということは十分課題として考えておりますので、今、現時点で具体的なというのはないということだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） この部分は、町の方向性や態度といいますか、こういったものを持っているのか、大変重要なところになりますので、ぜひ方向性の課題にも1項目取り入れて、町の姿勢をしっかりと示していただければと思っております。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋健雄） 項目がちょっとわからないですけども、北小プール、南小プール、白人小プールが40年以上経過したりしている古いプールになっている中で、以前、議会で田村教育長が、三つのプールを統合して温水プールの建設の予定を考慮しているとか考えているとかという話を、議会でちょっと答弁していたのですが、6期10年の中で、三つを一つにして温水プールをつくるような総合計画を持っているのかどうか、ちょっと

お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問のプールの関係でありますけれども、今、教育委員会では、三つのプールを一つに統合して通年型の温水プールをつくるという案と、今、札内地区には三つありますけれども、その三つのプールをそれぞれ改修して残していくのかということとを、両論、今現状では検討している段階でありまして、まだ現段階では温水プールをつくるという結論には達しておりません。今後十分検討しながら、札内地区のプールのよりよいあり方を、この6期総の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。ほかにございませんか。

なければ、第4章についての質疑は終了してよろしいでしょうか。

それでは、この際、10時55分まで休憩といたします。

10:45 休憩

10:55 再開

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、第5章について、委員の皆さんからの質疑をお受けいたしたいと思います。節と項目を述べてからの質問としていただきたいと思いますというふうに思います。質疑はございませんか。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 2節の「安全で機能的な道路と公共交通体系の整備」で、施策の方向性の5番の「除排雪体制の確立」、「（3）ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります」とあります。

それで、時期的なものもありますが、これから雪が降り、農村部は自力で除雪をします。町場がいろいろと苦情等もあるようです。交差点の雪を何とかしてほしいとか、いろいろあるわけですが、ボランティアを含め自発的な除排雪をするということは、町としてどのように考えるのか。民生常任委員会で、旭川の永山地区の現地視察をした折に言われていたことが、リーダー役を探すということを強く言われております。それらのことを町としてどのようにお考えか、お伺いします。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 基本計画の中の、ボランティアを含めという部分であります。これまで町では協働のまちづくりの支援事業、歳末助け合い運動、これは社会福祉協議会なのですが、あとは就労センター等で除排雪を行ってききましたが、やはりなかなかまちなかという中でいきますと、全ての方といいますか、排雪、除雪困難者までにはなかなか行き届いていないというような状況はありました。

今後10年間の中なのですが、今、社会福祉協議会と新たな事業として、（今まだ）実現に向けてという部分ではまだこれから詰めるところがあるのですが、一つは福祉除雪事業ということで、公区や企業、ボランティア等の中で除雪協力員というのを募りながらやっ

ていけないかということで、そこに社会福祉協議会という機関が先頭に立ってやっていけないかという、今、話し合いもしているところであります。

また、小型除雪機の貸し出し事業ということで、新聞等では報道されましたが、帯広で除雪機の貸し出しというのが始まったということで、本町におきましても、こういった事業が地域の除雪に向けてできないかということも、今まさに、これからの6期総の中で取り組めないのかということで話し合っているところでありますので、こういったことが十分できるような形で、今後推進していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 形はいろいろな方法があるかと思います。それで、組織が中心となって住民におろすということも可能かとは思いますが、住民の集めた中で、地区にしましょうか、地区の住民で活動を広げていただく、その中のリーダーを育てるというのも一つ方法かと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねいたします。

まず、38ページの「安全で機能的な道路と公共交通体系の整備」の、施策の方向性の3、上にもあるのですけれども、歩道や車道の整備も含めて、ユニバーサルデザインというのは、これは5期総の中でも位置づけられておりまして、ずっとそういう姿勢をもってこられてきていることは大事だとは思いますが、問題は、そのユニバーサルデザインにどのぐらい実際に取り組まれてきたのかという点では、この過去10年間を見ても、そういう点では、十分な促進がされてきたというふうにはなかなか見えづらいところがありまして、この6期総の10年の中で、これはなかなかいろんな道路の改修工事などと一緒になっていくというふうにするのですけれども、例えば、基本の柱ですから数値目標というのは難しいのですけれども、どの程度のバリアフリーというのを目指して位置づけられたのかと。特に遅れている課題だと思いますので、お尋ねしたいと、このように思います。

それと住宅政策です。

「第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備」、これも、その現状と課題の中で、住宅の空き家対策なののですけれども、ここでは公営住宅の老朽化の問題は位置づけられているのですけれども、今、町が取り組んでいるような空き家対策、空き家バンクも含めて、この中でのその現状と課題の中では位置づけられてはいないのですよね。

それで、今後10年間、団塊の世代が高齢化を迎えるということも含めまして、相当な勢いで空き家は増加していくというふうには押さえております。そういう点では、住環境の整備という中では、それらのこともきちっと位置づけて対処する、新しい建設や改修だけではなくて、空き家そのものの対策というのも、問題と課題の中では位置づけるべきではないのでしょうか。

それと、3点目、二つと言ったのに三つありました。すみません。

同じ 40 ページの施策の方向性の、「2 土地開発指導の適正な運用」とあります。(1)の中で、「社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置」、これは、以前から幕別町の例えば札内地域などの住宅の張りつけというふうなのを見てみますと、公営住宅が一部地域に固まっているとかいうようなこともありまして、以前からもっと、生活圈という半径 1 キロとかとよく言われますけれども、その生活圈の中に住民生活として必要な住宅や施設が整備されていくことが、高齢化社会等に向けて今後必要になってくるという位置づけを自分としては持っていたのですけれども、ここでおっしゃられる土地開発指導の適正な運用というのは、具体的にそういうところまで入っていただけるのかどうか、どんな指導のもとに配置と供給がされようとしているのか、伺います。

○委員長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 私のほうからは、1 点目のユニバーサルデザインの件と、3 点目の土地開発指導の適正な運用についてお答えをさせていただきます。

委員おっしゃられましたとおり、過去に整備されました町内の各道路については、なかなかそういった点について配慮が十分ではなかったようなところもございまして、5 期総の段階から毎年度予算を計上させていただいて、継続的にこれまで解消してまいりました。なおかつ、毎年度実施しております路線ごとの道路の改修工事においては、それらについて十分配慮した道路整備を行っているつもりでございます。委員おっしゃられますように、具体的な数値目標というのがなかなか具体的には描けないで実はおります。ただ、これは社会の中で、どうしても皆さんが安全で安心して暮らしていくためには必要なものでございますので、きちんと毎年、今後も継続的に進めていきたいというふうに考えております。予算にもよるのですけれども、毎年 2 か所から 6 か所程度の範囲の中で、交差点の横断歩道のユニバーサル化という言葉はいいのですけれども、横断しやすいような低下の縁石にするとかということは、継続的にやっております。

ただ、歩道の全面的な改修、例えば、ますの段差があるとか、ひび割れをしているとかということになると、抜本的な改修事業にもなります。そうすると、財源的なこともございますので、なかなかそれらについては着手できていないというのが現実ではございますけれども、当面はその横断部分の改修だとかということについて、まずは手をつけていきたいということで、具体的に進めさせていただいておりますので、今後もそういうところを重点的に進めていきたいというふうに考えまして、今回の計画を策定いたしました。

それから、40 ページの土地開発指導の適正な運用、これについては、幕別町は都市計画区域を持った市街地整備を進めております。現在、12 区域の用途地域が定められております。かつては人口増に対応したようなまちづくりということで、拡大を念頭に置いたような土地の用途地域の設定だとか、土地利用も進めておりましたが、現在、ここにもありますように社会情勢の変化に対応したということで、近年、人口減少、高齢化社会を迎える中で、拡大を見据えたような土地利用というのは、もう現実的ではありません。その中で、実際に、今後、更新が必要となってくる古い土地利用を行っているようなところ、それから空き地の利用、これらについてどのような誘導を行っていくかというところで、このような文言になっております。

良質な住環境を保つためには、当然、低層の純然たる住宅地も必要ですし、それから商業系を集積化したような土地利用も必要になってくると思いますので、今、飛び地の、島地のように空いている土地が各市街地の中で見受けられますので、これらについて、需要と供給を見据えた中で、開発者あるいは地権者と十分協議した上で、土地利用を図ってまいりたいということで、このような文言になったところでございます。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 空き家対策、危険空き家といいますか、そういった家が今後増えていく中でということなのですが、確かにこの 40 ページの中で、空き家対策というか、バンク含めた記載はございません。空き家、空き地対策につきましては、第 1 章の 8 ページにございますが、施策の方向性 1 で、（４）移住・定住の促進という中で、空き家対策、空き地対策というのは進めております。しかしながら、空き地、空き家が今後老朽化とかいう部分もありますので、当然この中で、40 ページのここと言いますと、40 ページの第 3 節の「（２）良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の形成に努めます」と、こういった中で、良好な住宅を確保しながら進めていかなければならないということは十分認識しておりますので、一方で、空き家対策それと良好な住宅の環境づくりということで、あわせて中で進めていこうと考えているところであります。

以上であります。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1 点目のバリアフリーですけれども、私たち計画を了とするかどうかという点で見たら、やはり計画そのものを絵に描いた餅にしない、つまり町の基本施策でありますから、そこに設けることによって、一つずつ改善といいますか、積み上がっていくというのがこの計画の大事なところだと思うのですね。そういう点では、十分これまでもバリアフリー、交差点とかいろいろやってこられたということではあるのですけれども、いまだ歩道として認められないような住宅に面したところがたくさんございますよね。ですから、その全体として 10 年間でどの程度進めていくのかというようなものが、これから 3 か年のローリングで示してはいただけるとは思うのですが、10 年たって見てみたら何にも進んでいなかったということであれば、計画そのものの意味合いも薄れてしまうわけですから、そういった意味で評価をしていただきたい、そのように思います。

次に、空き家対策につきましては、7 ページのところで位置づけられておりましたので、ここでお尋ねすればよかったのですね。

今まで以上に空き家というのは、相当増えていくと思います。それで、北海道の資料を見ましたら、大体、今、道内に 275 万戸の住宅があり、そのうちの 38 万 8,000 戸、ですから約 14、5% 空き家になっているということですね。都会の進み方と幕別の進み方はまた変わってはくると思うのですけれども、例えば私の住んでいる昭和 56、7 年に、土地開発公社によってつくられた住宅地、ここは班体制で 20 班ぐらいあるのですけれども、必ず一つの班に一つの空き家があるというような、それが増えてくるというようなことで、管理者が全くいないというわけではないので、それなりの管理をされているところもありますけ

れども、加速していくと思うのです、これ、年齢とともに。住んでいる人たちが、一斉にその時代に、昭和 55、6 年時代に一斉にそこにおうちを建てて住まれた方たちが、団塊の世代で高齢化を迎えていく、どうしてもそこでは住めないというようなことで。ですから、私はやはりその住宅政策の現状と課題の中では、そういういわゆる良好な住宅環境をつくるということも含めて、やはり空き家の対策をきちっと講じていくという位置づけがあってもよかったのではないかというふうに、この問題と課題の中では感じたところです。前段のほうで位置づけられているということでもありますから、その中で十分生かしていただきたいと思いますが、提言として受け止めていただきたい、このように思います。

お答えがありましたら、言っていただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） この項目については、よろしいですか。

○委員（中橋友子） 全部言ってしまったほうがいいですね。すみません。

もう一つ、土地開発の指導の件なのですけれども、これ今 12 地域で用途拡大も含めて指導されているのだと思うのですけれども、これは土地開発公社の指導というふうに、具体的にどんな指導なのかというのがちょっと見えなくて何うのですけれども、先ほど部長答えられたような、低層であったり、商業、つまりお店を張りつけたりというようなことも含めて、指導されていくということでもよろしいのでしょうか。つまり、良好な住宅環境をつくるという点では、そういうものがなかったら住み続けられる環境にはならないですね。ですから、そういうものが幕別町の住宅地の中に一定の生活圏、エリアの中できちっと備わっていくような、そういった指導まで含めてやっていくのだというのが、この 2 番の位置づけなのではないでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） まず、1 点目のユニバーサルデザインのことは、方針としては、ここにうたわさせていただきました、具体的な手法については、またそれぞれの実施計画の中で対応させていただきたいというふうに思います。その地域によっては、道路の幅員が狭かったりということもあります。そういうものについては、歩行者と車が共存できるような道路づくりだとかということも進めておりますし、繰り返しになりますけれども、既に整備されたような道路については、交通弱者の方が歩きやすかったり、通りやすかったりするところを、予算の範囲内ということになりますので、遅々として進まない面もありますけれども、確実に進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、土地開発指導の適正な運用ですが、これについては、それぞれ良好な住環境、またそれから効率的な産業の育成などを目的として、それぞれ用途地域が定められておりますので、例えば 1 種低層住居地域のようなところに、例えば大きな集会所だとか、大きなお店ができてしまうと、それはもう明らかに良好な住環境を破壊してしまうことになりますので、そういうものは排除しなければなりません。ただ、より良好な住環境を保つために、それから効率的な土地利用を行うために、幕別町では地区計画というものも定めて、より具体的な土地利用を図るということにしております。

具体的には、大きな高い塀はやめまじょうだとか、木を植えていきまじょうだとかとい

うようなことから始まっているのですけれども、その中において、さらに建物の用途を制限したりするような地区計画もあります。これについては、周辺の土地利用が変化することによって、地区計画なども見直して、その建てられる建物の種類、大きさなんかについても、その時代に合わせて見直していく必要もあるというふうに思っております。なかなか行政が、拡大していくような時代であれば、そこに例えば工業系を張りつけるだとか、住居系を張りつけるだとか、今、委員おっしゃられるように、商業地と住居が近接したような土地利用を図るだとかということは、比較的やれるのかもしれないのですけれども、今後なかなか市街地だとか都市機能が縮小するような状況の中にあっては、なかなか行政そのものが誘導してくるというのは難しいことだと思います。ですから、もし、この中に考えているのは、市街地の中に島地のようにある空き地の有効な利用を図ったときに、そこに何がいいのかということが、地権者さんの土地利用だとか業者さんの土地利用の中で、いろいろと協議をしながら進めていきたいということで指導という言葉になっております。

また、それから、空き地対策に、空き地、空き家ということも関連するのかもしれませんが、かつて古い住宅団地については、条件のいい地域においては、最近、住宅団地の更新というのでしょうか、古い方が不幸にしてお亡くなりになったり、そこが転出してどこかに出られるようなことがあっても、条件のいい団地については、住み替えなんかかなり進んでいるようなところもございますので、それはユニバーサルデザインの道路整備ともあわせてくるのかもしれませんが、そういうことを活用しながら、第5章の中で総体的な政策を捉えながら、良好な住環境また効率的な土地利用を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今後、増加する空き家に対する対策ということなのですが、当町で本年度から導入しました空き地・空き家バンク制度ということで、今後、当然、高齢化が進む中では、家を手放さなければならないということになります。家については、やっぱり住まなくなれば老朽化が進むということと、景観も損なわれるということも考える中で、やはり早目の段階で空き地・空き家バンクに登録していただきながら、良好な状態の中で早目に住宅が提供できるといった政策も、今後進めなければならないと。もちろん、家があって住めないような状態のままずっと登録するわけにもいきませんので、そこは町としても力を入れながら、早く提示もさることながら、新たな住みたいという方といいますか、町内の転居も含めて、住宅が提供するような形で、今後10年間の中で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 同じく3節「地域に即した安心して生活できる住環境の整備」の施策の方向性の3番「計画的な公営住宅の再生」についてです。

公営住宅には、二つの側面があると思っております。一つが、高齢者に向けてといいま

しょうか、今、中橋委員がおっしゃいましたように、独居老人といいましょうか、一人で同じような屋敷、家を手入れしていくのは大変だということで、公営住宅に転居を検討している人、そういった人に向けての公営住宅、それとも一つ、若い子育て世代に対しての公営住宅の二つがあるのだというふうに思います。高齢者向けの公営住宅、例えば札幌でいいましたら東春日の町住とか、あるいは町住あかしやとかがそうなるのかな。若い世代のほうでいったら、道住のあおばとか道住あかしやとかのところがそのように、そういった二つの公住の側面を両立させながらやっていっているのではないかというふうに思います。その少子高齢化が著しいので、そういった空き家といいましょうか、一人でなかなか暮らしていくのが大変だけれどもというような方々の少なからずが、公住のほうに行くという現在の課題ですね、それに傾注しているのではないかというふうに思います。将来の課題といいましょうか、今後の少子高齢化に適応する反面、それに対応していくと言ったら変ですけども、立ち向かっていくといいましょうか、若い子育て世代の公営住宅の充実についても十分力を入れていく必要があると思いますが、そのあたりの考え方について伺いたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） まず、公営住宅なのですけれども、住宅の中には、持ち家住宅、それから民間借家住宅それから公営住宅があります。特に公営住宅の場合については、収入的になかなか民間住宅に入れない方だとか、それから住宅に困窮している方だとかという方を対象にして入居していただいていますので、一人になってしまったので、住んでいる家があるのだけれども一人になってしまったという方は、公営住宅としては住宅困窮していないわけですので、なかなかそこは公営住宅側としては扱いがなかなか難しいところだと思います。

ただ、いずれにしても、今、委員おっしゃったように、住宅困窮者、それから所得的にも厳しいような方がきちんと入れる、それから体にハンデを持っておられる方、それから子育て真っ最中の方、さまざまな方に対して対応した良好で良質な住宅の提供ということで、具体的にはこちらに書いてありますように、住生活基本計画、それから公営住宅の長寿命化計画、こちらを町としては定めまして、現在の計画については、平成 25 年から平成 34 年までの計画を策定して、現在は春日東団地の建てかえ事業を進めております。当然、こちらについても、単身高齢者に対応した住宅でもありますし、それから子育て世代に対応したような間取り、つくりの公営住宅も含めて、今現在、進めております。

さらに、ことし平成 30 年が中間年になりますので、住生活基本計画、それから長寿命化計画ともに、現在見直しを進めているところでございますので、具体的な取り扱い計画については、そちらの二つの計画に委ねることになりますけれども、いずれにいたしましても、こちらに書いてあるように、町といたしましては、社会的に弱い方、それからハンデを負っていらっしゃる方、それから子育てをされているような方などを含めた方々が、良好で良質な住宅にお住まいになれるような住環境の整備を、きちんと進めていきたいということで、ここに計画というのは、公営住宅の再生ということで計画をうたわせていただきました。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） ないようでしたら、本日まで2日間にわたり、第1章から第5章までの協議を進めてきたわけですが、これまでの流れの中で、全体的なご意見を伺う場を持ち合わせておりませんでした。今後の日程といたしまして、後日、改めて総括的な会議を持てる場をつくりたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、（2）のその他がございますけれども、先に次回の開催日程ということで、次回は総括を含めた中での会議ということで、11月20日ごろということで、決定はいたしませんで、大体の把握をお願いをしたいというふうに思います。場所につきましては、役場3階会議室ということであります。

改めて（2）のその他ということで、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） ないようですので、それでは本日の会議の予定は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を散会いたします。

（散会 11：28）

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 20 日
開会 13 時 29 分 閉会 13 時 59 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 藤谷謹至 谷口和弥 千葉幹雄
乾邦廣 藤原孟 (議長 芳滝仁)
- 4 欠席者 副委員長 田口廣之
- 5 傍聴者 松村記者(勝毎) 長谷川記者(道新)
- 6 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経済部長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
札内支所長 坂井康悦 忠類総合支所長 伊藤博明
教育部長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
政策推進課副主幹 西明正博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件 1 第6期幕別町総合計画について
2 その他
- 9 議事概要 別紙のとおり

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 13:29)

○委員長（寺林俊幸） 大変ご苦労さまでございます。

ただいまより、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会をはじめます。

はじめに、諸般の報告をいたします。

議会事務局長。

○事務局長（細澤正典） 本日、田口副委員長から欠席する旨の連絡を受けておりますので報告いたします。

○委員長（寺林俊幸） それでは、最初に1番、第6期幕別町総合計画についてということで、お手元に配付の基本構想・基本計画素案に対するパブリックコメントの回答書、また、基本構想・基本計画素案に対する団体意向調査、意見の回答書がお手元に配付済みかと思います。これについて、説明をいただきたいというふうに思います。

政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） それでは、はじめにお手元に配付の資料1、第6期幕別町総合計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について概要を説明いたします。

パブリックコメントにつきましては、策定審議会から中間報告を受けました基本構想と基本計画の素案をもって、10月13日から11月12日の間、実施いたしました。閲覧場所につきましては、役場1階ロビーや札内コミュニティプラザなど、計13か所の公共施設に意見箱を設置した他、広報紙やホームページで周知の上、メール、ファクスで受付をし、2件のご意見をいただきました。

次のページをお開きください。

左側がいただいた意見の内容で、右側がこの意見に対する町の考え方をまとめたものであります。

一つ目の意見については、「幕別町行政区条例の見直しについて」であります。

意見の概要については、現在の条例は昭和32年に設置され、現況は大きく変化しており、町民の意思が正しく反映される行政区となっているか、また、少子高齢化・財政収入の縮小という条件下で検討、見直しすべきとのご意見であります。

これに対する町の考え方は、右側になりますが、基本計画（案）、第1章の施策の方向性で地域コミュニティの活性化として3点を掲げておりますが、いずれも行政区制度を土台として、多様なコミュニティ活動を促進しようとするものであります。このようなことから、行政区が町民にとって身近な組織として、円滑な公区活動が図られるよう、協働のまちづくり検討委員会などの意見を聞きながら、時代に即応した制度となるよう、常に見直ししていくことが必要と考えております。

次のページをお開きください。

ご意見の二つ目、「札内地域、冬季除排雪対応について」であります。

意見の概要については、複数の公区でボランティアの除排雪活動の体制作りを進めるという点と、除排雪が必要な世帯は民生委員や町内会で把握したもので、除排雪にかかる費用・時間・作業内容を周知するとともに、ボランティア可能者の把握もするといっ

た部分、また、排雪が必要な場合には、町で排雪用軽自動車を手配し、使用燃料は公区等組織で負担するとのことのご意見でありました。

これに対する町の考え方は、冬季除排雪対応については、基本計画（案）、第5章、施策の方向性では、「除排雪体制の確立」に位置付けられているところであり、今後の体制づくりや支援のあり方につきましては、ご提言のありました意見も参考にしながら、関係団体とともに研究してまいりたいと考えております。

続きまして、配付の資料2をごらんください。

第6期幕別町総合計画素案に対する団体意向調査意見の回答について説明申し上げます。団体意向調査につきましては、策定審議会の委員が所属される団体を除き、町に関わりの深い団体を中心に20団体に依頼し、5団体からご意見をいただきました。

1ページをお開きください。

ご意見の一つ目、「介護現場の人材不足問題の解消」についてであります。

意見の概要についてであります。介護施設等への入所希望者が増えている一方で、介護人材の不足が全国的にいわれております。ご意見いただいた団体では、当該団体に就職する場合に支給する奨学金制度を独自で創設したとのことであり、このような状況の中で、第3章第2節、明るい長寿社会の実現の施策の方向性1、「適切な介護サービスの提供」の中で(3)として「介護現場の人材不足問題の解消に取組、より質の高いサービスの提供を推進します。」を加えるとのことのご意見でございます。

こちらに対する町の考え方につきましては、介護現場の人材不足の解消につきましては、大きな課題の一つとなっておりますので、基本計画（案）の第3章、施策の方向性では、適切な介護サービスの提供の中の「必要な介護サービス、基盤の整備を促進します。」に含めて記述したところであります。

続いて2ページをごらんください。

ご意見の二つ目ですが、4件のご意見をいただいております。

1点目は、「農福連携の取組推進」についてであります。意見の概要については、農業と福祉を組み合わせた農福連携の取組についての記載があつてよいのではないかとのご意見です。

これに対する町の考え方につきましては、農福連携の取組については、町にとっても推進すべき事項と考えており、基本計画では福祉分野ではなく産業分野である第2章、施策の方向性では農畜産物の安定生産、生産性の向上において、農業と福祉が連携した取組を推進することとしております。

次に2点目の「アイヌ民族への福祉について」であります。

ご意見の概要につきましては、アイヌ民族への福祉施策について、伝統工芸や郷土料理の継承など文化的な面からの支援でよいのではないかとのご意見であります。

町の考え方といたしましては、道ではアイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図るため、昭和49年度から4次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」を実施しております。その後、3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、関連施策を総合的に推進しているところであり、町としても道の福祉対策と連携し、アイヌ

の人たちの生活向上に努めていくものであります。

次に、3点目の「各福祉施策が有機的なかかわりを持つように」については、障がい福祉、高齢者福祉、子育て支援と個別に項目が謳われているが、有機的な関わりを持って実現されるよう働きかけを行うといったことを加えてはとのご意見であり、次の4点目の「引きこもりの方々に継続的に働きかける施策を」については、障がいのあるなしにかかわらず、家族以外の社会との繋がりを断ち、ずっと閉じこもっている引きこもりの方々が町内にもかなりの人数が存在しており、この方たちが少しでも外界とのかかわりを持っていけるよう継続的な働きかけをするような施策の必要性を感じるとのご意見であります。

3点目、4点目を合わせた町の考え方といたしましては、基本構想（案）に示します、基本目標の「人がいきいき住まいる」の中で、「高齢者や障害者をはじめ、全ての町民が住み慣れた地域でともに生きがいを創り上げ、安心して暮らすことができるよう、多様なサービスの提供に努めるとともに、ボランティアやNPO法人、企業、関係機関と連携して共生社会の構築を推進します。」としており、「多様なサービス」として、各福祉施策の連接を考慮し、個々に応じた施策を推進するものであります。

次に3ページをごらんください。

ご意見の三つ目ではありますが、2件のご意見をいただいております。

1点目は、「コミュニティスクール事業の推進」についてであります。

意見の概要については、小中一貫教育の推進が明記されていてよいと思う。コミュニティスクール事業の実践について、もう少し積極的な表現で盛り込んだ方がよいと思うとのご意見であります。

町の考え方といたしましては、「コミュニティスクール事業の推進」につきましては、基本計画（案）の第4章、施策の方向性では「小中学校教育の充実」の中で、コミュニティスクールを前提とした、「社会に開かれた学校経営を推進」することとしておりますが、具体的には今後策定する第6次幕別町生涯学習中期計画に位置付けて推進してまいります。

2点目は、「学校ホームページの充実」についてであります。

意見の概要については、学校からの情報発信については、各学校で努力を重ねているが、学校ホームページが弱く、技術的な研修と継続して更新できる体制づくりを基本計画に盛り込むことが必要だと考えているとのご意見であります。

こちらに対する考え方といたしましては、ホームページも含めた学校からの情報発信については、基本計画（案）の第4章、施策の方向性では「小中学校教育の充実」の文中にある「社会に開かれた学校づくり」の一つの手法でありますので、同じく（8）に記載の「教職員の研修を促進し、指導力の向上及び資質の向上に努めます。」の中で推進してまいります。

次に4ページをごらんください。

ご意見の四つ目、「コミュニティスクール事業の推進」についてであります。

意見の概要については、人口問題・少子高齢化は喫緊の問題であり、住みたい町づく

りを基本の柱として、「魅力ある町」「安心できる町」を今後も過去を検証しつつ、他の町づくりを研究して、導入に時間をかけず邁進して欲しいという内容と、「コミュニティスクール」の導入について、壁を越えた学校づくり・協力を形だけにせず、協議の定着を望みたいとのご意見でした。

これに対する町の考え方といたしましては、人口減少問題は喫緊の課題であり、「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでいるところであり、今後も総合計画の将来像に定めております、「みんながつながる住まいあるまちづくり」のもと、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」幕別町を目指し、あらゆる施策を総動員して、笑顔あふれるまちづくりを進めてまいります。

「コミュニティスクール事業の推進」につきましては、小中学校においても取組を進めているところでありますが、ご要望いただきました高校版学校運営協議会の導入等について、北海道教育委員会と協議を進めてまいります。

次に5ページをごらんください。

4件のご意見をいただいております。

1点目は、「農業振興について」であります。

意見の概要については、農業は、本町の基幹産業として重要な役割を果たしているが、町民に向けてのアピールが不足しているという内容と、予算規模に占める割合が妥当なものか議論する必要があるのではないかとのご意見であります。

これに対する町の考え方につきましては、基本計画（案）第2章、施策の方向性では、「都市と農村との交流」「農業に対する理解の促進」「消費者と生産者との結びつきの強化」に包含されるものであります。

なお、予算については、各施策分野すべてにおいて実施計画の中で位置づけした上で、実施年度に予算化しております。

2点目は、「農業の担い手確保、育成について」であります。高齡化が進む中で、担い手の確保、育成に向けた更なる取組、町民向け理解をお願いしたいとのご意見であり、次の3点目の「農業の労働力不足について」は、労働力不足は全産業での課題であるが、特に農業は深刻である。近年、農業のIT化が叫ばれている中、基盤づくりを積極的に進めていく施策をお願いしたい」とのご意見。

そして、4点目の「バイオガспラントによるお金の地域内循環について」は、地域再生には、地域内でお金を循環させる仕組みづくりが大切であり、その最たるものがエネルギーであり、バイオガспラントの導入を図り、地域内でお金を循環させる施策を早急に実現すべきであるとのご意見でありました。

これに対する町の考え方につきましては、まとめておりますが、農業の担い手確保、育成や農業の労働力不足につきましては、基本計画（案）の第2章、施策の方向性では、「担い手の育成・確保」、また、「農畜産物の安定生産・生産性の向上」の文中にある「労働力の確保のため、ICTを活用したスマート農業」に包含されております。

さらに、バイオガспラントの導入につきましては、基本計画（案）の第2章、施策の方向性では、「農業・農村が持つ多面的機能の維持と発揮」の文中にある「バイオガス

プラントの導入及び耕畜連携による地域循環システムを推進します。」に包含されるものであります。

具体的な施策につきましては、実施計画の中で位置付けてまいります。

続きまして、資料3のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、第6期幕別町総合計画（案）新旧対照表であります。

この部分につきましては、本特別委員会の中で出されましたご意見を受けまして、一部修正しようとするものであります。この資料と併せて、基本計画（案）の36ページをごらんください。

修正部分につきましては、基本計画（案）36ページ、第4章の「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」、第6節、「健康づくりとスポーツ活動の振興」の中で出されたご意見に対するものであります。この節の現状と課題が記載されていますが、黒丸の上から五つ目で、「スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに障がいを持つ方も含め子どもから高齢者までスポーツに取り組める環境の普及を進めることが必要です。」と障がい者スポーツに関して記載しておりますが、施策の方向性では、障がい者スポーツに関しては、手薄であるというご意見をいただきました。

資料3に戻りますが、言葉足らずでありましたので、右側の「新」の欄の下線で示すとおり、「あらゆる人が」という文言を加え、「障がいを持つ方も含め子どもから高齢者」を包含する内容に改めようとするものであります。

パブリックコメントと団体意向調査、そして、今回の修正を予定しています案につきましては、あさって、22日に開催いたします総合計画策定審議会の中で審議をしていただく予定としております。

以上で説明を終わります。

- 委員長（寺林俊幸） ただいま、資料1から3までの説明をいただきました。説明をいただきましたことについて、質問はございますか。質問をお受けしたいと思っておりますけれども、挙手をよろしく願います。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、これまで、第1章から第5章まで委員の皆さんから多くのご意見をいただき議論をしてきたわけでございますけれども、本日はその第1章から第5章まで、全てを合わせた総括ということでご意見をいただきたいと思いますというふうに思います。

ご意見のある方は挙手をよろしく願います。

東口委員。

- 委員（東口隆弘） 第6期幕別町総合計画は、これから審議をされて本格的にスタートするであろうと思います。この中にも載っているのですが、少子高齢化、人口減少が幕別町においても考えられるわけです。予算についても、人が少なくなれば予算も削られてくるような形になるかというふうに思うわけです。それで、第6期幕別町総合計画を実施するに当たり、予算措置をどのように、これから10年間考えていくのかをお伺いします。

- 委員長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） こちらの基本計画（案）のほうにも謳われておりますように、財政運営にあたりましては、財源の確保とともに、ページでいえば、5ページになりますけれども、基本計画（案）の5ページで示されておりますように、効率的で健全な行財政の運営ということで、行政事務の効率化、あるいは財政の健全化の確保ということで謳われているように、受益者負担の適正化を進めるとともに財源の確保を図るといったことを目標に、具体的には3か年の実施計画の中で、この総合計画に照らし合わせて計画的に財源等も含め精査した上で進めて参りたいと考えております。

○委員長（寺林俊幸） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 当然、想像するに、厳しい予算の中で事業を進めていかなければならないであろうというふうに理解をするところです。物事を何かしようとする、当然のように予算も付きまとうわけで、十分精査をした上で事業実施をしていただきたいというふうに思うところです。以上。

○委員長（寺林俊幸） 他にありませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 同じく、ページ数5ページの中で「財政の健全性の確保」というところでありますけれども、近年、今もお話ありましたけれども、財政状況が非常に運営の中では基金にも、もう必要として取り崩しをしながら年度末に全額繰り戻しができないという状況も若干、このごろ出てきております。その中でもう少し、これにつきましては、この中での文書はこれでいいのかもしれませんが、やはり、もう少し財政の将来性に向かっての、今後、地方交付税が増えるということは、これはないに等しいことだと思いますので、そこら辺についての、やっぱり重点的な検討もされて総合計画としていただけたほうがいいのではないかと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、小川委員からお話がありましたように、この総合計画を実施するにあたりましては、ご指摘のように、今後、人口減少等からいって厳しい財政状況になるというのは、私どもも認識しているところでございます。

そのような中で、まず、歳入の確保という面においては、ここの中にも書いてありますように、負担の公平性等も勘案しながら財政運営に努めていくということと、また、歳出についても、重点的な施策については、年度間のバランスを取りながら計画的な執行というのが必要になってくるかというふうに思います。そのような面において、今後、財政運営にあたりましては、歳出の面、歳入の面もそうなのですが、バランスと、それと公債費、また、地方債の発行等の相対的な歳入歳出のバランスを取りながら計画的に、かつ、慎重に財政運営を行っていかなければならないというふうに思っております。そういう面から今後におきましては、総合計画を実現すべくある程度の財政計画を持ちながら事業にあたっていくというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 小川委員。

○委員（小川純文） 今、企画総務部長のほうから、ある程度の財政計画を持ちながらと

いうことでありますけれども、現状としては、ある程度ではなくてやっぱり、厳しい状況に来ている面が多様にあると思います。文章の表現は別としても、そこら辺の危機感を持って取り組んでいかないと、何とかなるでは済まないと思うのですよね。ですから、これ以上は総合計画でありますのでいいかとは思いますが、その点について、やっぱり今後とも深く、これは財政の根本でございますので、認識をして検討して進めていっていただかないと、マイナス勘定になっていくということでは非常に厳しいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいのと、再度、その点についてございますか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、お話ありましたとおり、私たちも常に計画、財政の見通しを十分立てながら慎重に、かつ、計画的に執行していくということにつきましては、委員のお考えと意は同じとするところでございますので、しっかりと財政運営にあたっ
てまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 他に総括としてのご意見はございませんか。

ないようですので、第6期幕別町総合計画、第1章から第5章、総括についてのご意見を打ち切ります。

これまで、委員の皆さんから多くのご意見をいただきながら、会議を進めてきたわけ
でありますけれども、これまでいただいた意見、また、本日の総括でいただいたご意見を
合わせまして、今後、まとめまして議長への報告をさせていただきたいというふうに
思います。

この中身については、副委員長と相談の上、作成したいと思っておりますけれども、また、
後ほど皆さんにも見ていただくことになるかと思います。そのようなことで報告書を作
成させていただくということによろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、2番のその他ということで、政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） この後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げま
したように、22日に策定審議会を開催いたしまして、その後、策定審議会から答申を受
け、第4回定例町議会のほうに議案として基本構想案を提案したいというふうに考えて
おります。また、広報、ホームページ等におきまして、これらパブリックコメントの実
施結果等についても注視してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 委員の皆さんから、その他として何かございませんか。

事務局長。

○事務局長（細澤正典） ただいま、町側のほうから総合計画の提案の関係の説明があっ
たところですが、その前段で、これまでの審議について報告書をまとめるという形で説
明させていただいておりますが、これが、第4回定例会において町側から議案として提
出された場合には、今後は、正式には議会運営委員会の中でその取り扱いを協議する形
になりますが、この特別委員会に付託されることも想定されます。そうした場合には最
終の報告という形ではなくて、これまでの審議というものを資料として提出して付託を

受けた議案の審議に臨むというふうになろうかと思しますのでその辺もご理解いただければというふうに思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 今後の流れの中で本委員会のあり方、また先ほどご理解いただきました報告書の内容についても、今後、皆さんとまたご相談させていただく機会があるかと思います。

その他で他にないようでしたら、これで本日の会議を散会したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

（閉会 13：59）

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 12 月 1 日
開会 11 時 29 分 閉会 12 時 17 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 田口廣之
板垣良輔 荒貴賀 小田新紀 内山美穂子 小島智恵
若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘 野原恵子
中橋友子 藤谷謹至 谷口和弥 千葉幹雄 乾邦廣
藤原孟 (議長 芳滝仁)
- 4 欠席者 高橋健雄
- 5 傍聴者 長谷川記者 (道新)
- 6 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経済部長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
札内支所長 坂井康悦 忠類総合支所長 伊藤博明
教育部長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
政策推進課副主幹 西明正博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件 1 付託された議案の審査について
議案第 93 号 第 6 期幕別町総合計画基本構想について
2 その他
- 9 議事概要 別紙のとおり

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 11:29)

○委員長（寺林俊幸） ただ今より、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を開催いたします。

はじめに、諸般の報告を申し上げます。

議会事務局長。

○事務局長（細澤正典） 本日、高橋委員より欠席する旨の届け出が届いておりますのでご報告いたします。

○委員長（寺林俊幸） 本日の会議につきましては、付託されました議案の審査につきましてであります。

議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想についてであります。

はじめに、基本構想についての説明をお願いいたします。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） それでは、議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想についてご説明いたします。

表紙をお開きください。

目次にありますとおり、基本構想は、大きく2部構成としております。

第1章として、計画策定に当たっての目的や社会動向などを。

第2章として、まちの将来像や5つの基本目標、人口指標や総合計画の体系図などの内容としており、現計画であります第5期幕別町総合計画に準じた構成の組み方としております。

それでは、基本構想について、その概要についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

「第1章 計画の策定にあたって」についてであります。

はじめに、「第1節 計画策定の目的」として、「1 計画策定の背景」について記載しております。

次に、「2 策定の趣旨」についてであります。第6期幕別町総合計画の策定に至る経緯を記載しております。

平成18年2月の合併を踏まえ、平成20年3月に策定いたしました、第5期幕別町総合計画の将来像である、「人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土（さと）」として、まちづくりを進めてまいりましたが、これまでの間、少子高齢化や人口減少社会において、人口構造の変化などを背景に、本町のみならず我が国の社会・経済情勢は急激に変化し続けております。

このような中、本町において、これまで築いてきた施策を点検、継承し本町の持続的な発展のために、町民、地域、行政が一体となってまちづくりの方向性を示す「第6期幕別町総合計画」を策定するものであります。

次に、「3 計画の期間と構成」についてであります。

本計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度までの10年間とするものであ

ります。計画の構成は、これまで同様、基本構想、基本計画、また、別途策定されます実施計画の3層とするものであります。

2 ページをお開きください。

「4 計画の性格」、「(1) 幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係」についてであります。

ここでは、人口ビジョンと総合戦略について記載しております。

人口減少時代の到来により、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を平成26年12月に策定いたしまして、そのビジョンを踏まえ、27年度から5か年の政策目標や施策の方向をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を併せて策定しております。

本町におきましても、平成28年1月に幕別町の将来の人口を推計した「幕別町人口ビジョン」と、人口減少対策や地方創生を目的とした「幕別町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しておりますが、総合戦略では、雇用や定住、子育てなどについての具体的な施策を定めておりますが、総合戦略と総合計画は独立したものではなく、総合計画は、総合戦略を包含し、本町全体の振興・発展を進めるものであることを記載しております。

次に、「第2節 幕別町をとりまく環境と町民の思い」、「1 社会動向」についてであります。

ここでは、国内情勢と現状について記載しております。

「(1) 少子高齢化の進展と人口減少時代の到来」についてであります。

本町においても、昨年1月に策定いたしました「幕別町人口ビジョン」において、2060年には、19,457人にまで減少することを見込んでおります。このため、若い世代の定住、安心して子どもを産み育てられる環境、産業振興による仕事づくりなど、各種施策を総動員することが必要だとしております。

次に3ページの「(2) 国際化の進展と交流人口の増加」以下、「(3) 環境問題、エネルギー問題の深刻化」、「(4) 情報化の推進」についてであります。時代背景から、これらの項目について対応していくことが求められている旨、記載しております。

次に、「(5) 地方分権と地域コミュニティ機能の活性化」であります。

ここでは、地方分権の推進により、国から地方への権限や財源が委譲されるなど、自立したまちづくりが求められており、多様化する行政課題や住民ニーズに的確に对应していくことが必要であること。また、その中で健全な財政運営に取組、持続可能な財政運営を行うことが求められていることや、民間企業のノウハウを活用した行政の推進が必要としております。

また、地域においては、少子高齢化や家族の形態、住民意識の変化を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念され、次の4ページになりますが、これからのまちづくりにおいては、町民と行政が自助、共助、公助の視点から役割分担を行う協働のまちづくりが一層重要となるとしております。

次に、「2 幕別町の地域特性」についてであります。

ここでは、幕別町の現状や特徴を記載しておりますが、「(1) 三つの地区と人口の現状」についてであります。本町は、幕別地区、札内地区、忠類地区で形成され、それら地区

ごとの人口の推移について国勢調査の数値を基に記載しております。

「(2) 就業構造の現状」についてであります。

4 ページから 5 ページにわたりますが、就業者数につきましても、国勢調査の数値を記載しており、産業区分別では、第 1 次産業と第 2 次産業は減少、第 3 次産業については増加となっております。

5 ページの「(3) 食料供給基地としての役割」についてであります。

ここでは、幕別町の基幹産業であります農業の状況を記載しております。

本町の農業は、平成 27 年農林業センサスによりますと、農家戸数および世帯員については、10 年前と比較し、126 戸、683 人の減となっております。

以下、「(4) パークゴルフ発祥の地」について、健康増進や地域等のコミュニケーションを支えているとしており、「(5) スポーツに親しむ町」については、幕別町では近年、5 人のオリンピックを輩出するなど、幅広い方々にスポーツに親しんでいただくことに取り組んでいるとしております。

6 ページをお開きください。

「(6) 幕別町の南玄関・忠類」であります。

ここでは、幕別町の観光レクリエーション拠点としての忠類について記載しています。各施設が多くの人に利用され賑わいを見せているとしております。

次に、「3 町民の思い」であります。

ここでは、第 6 期幕別町総合計画の策定に当たり、町民の方々からまちづくりの考え方や意見を把握するため、「町民アンケート調査」、「まちづくりアイデアBOX」、「小学生議会」、「中学生・高校生議会」、「まちづくりワークショップ」を実施しましたが、これらを体系的に図で示しました。詳細につきましては、資料編として掲載する予定であります。

7 ページをごらんください。

「第 2 章 幕別町の将来像」であります。

この章につきましては、今後 10 年を見据えた計画の施策の大綱となっており、まちづくりの総合的な方向性を示すものであります。

はじめに、「第 1 節 町の将来像と基本理念」、「1 将来像」についてであります。

今後、10 年間のまちづくりを遂行する上での目指すべき将来像として、「みんながつながる 住まいる まくべつ」と定めようとするものであります。

本会議におきましても、町長からご説明がありましたが、「つながる」の言葉は、地域コミュニティの衰退が懸念される中、人と人との関係がつながることが重要となり、子どもから高齢者、障がいのある方など、誰もが互いに支え合い、また、幅広い世代の方が相互につながり合うことは、活力ある住みよい地域社会を実現することになります。

また、3 つの地区で形成されている幕別町は、それぞれ特色ある歴史・文化を育んできました。今後もそれぞれの特徴を生かしながら、1 つの「まち」として、全町がつながることで、さらなる発展を目指そうとするものであります。

また、ICT の発展などにより、外国を含めた、あらゆる人・場所とつながることができ、幕別町に人が訪れる機会の拡大による交流人口の増加が期待されます。「人・世代・地

域・世界」を包含して、「みんなが」と、「つながる」という言葉をキーワードとしているところであります。

「住まいる」は、笑顔の「スマイル」と「住む」を掛け合わせた言葉としております。少子高齢化・人口減少時代において、幕別町に住んでいただく、住み続けていただくということは非常に重要であると考えています。そのため、今住んでいる町民の方が、夢や希望、ほこりが持てる、そして行政とともに、まちづくりを進めていくことが大事であり、つながりの中で全ての町民が幸せな笑顔であること、そのことにより、笑顔あふれるまちであることが大事な要素であると考えております。

「笑顔あふれるひと」、「笑顔あふれる暮らし」、「笑顔あふれるまち」を実現していくことで、新たに「住んでみたい」、そして、今住んでいる町民の方も含め、「住んでよかった、住み続けたい」まくべつであるという思いを込めまして、「住まいる」という言葉をキーワードとしております。

以上のことから、「みんながつながる 住まいる まくべつ」を将来像として設定いたしました。

次に、「2 まちづくりの基本理念」であります。

こちらは、将来像にある、まくべつを実現していくため、四つの基本理念を掲げております。

はじめに、「(1) みんなで創るまち」についてであります。

地域コミュニティの衰退が懸念されている中、町民との対話を重ねることにより、協働のまちづくりを目指すものであります。

次に、「(2) 安全・安心なまち」についてであります。

自然を守ること、安心して子どもを産み育てることができること、安心して働くことができること、安心して生活できることなど、全ての町民が豊かに住み続けることができるとともに、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる共生社会の実現を目指すとするものであります。

次に「(3) 魅力あふれるまち」についてであります。

7ページから8ページにわたりますが、いわゆる産官学などとの連携を図りながら、多様な地域特性を持つ幕別町の特色を伸張し、産業等の地域の力と価値を高め、国内外からの交流人口を増やし、人が集い笑顔あふれるまちを目指すものであります。

8ページ、「(4) みんなで学ぶまち」についてであります。

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、幅広い世代が学び続けることで、創造に培われた人材を育み、町民誰もがチャレンジし続けられるまちを目指すものであります。

次に、「第2節 基本目標」であります。

こちらは、5つの分野に分けて構成しております。

あらゆる施策を総動員し、笑顔の「スマイル」、「住みたい」、「住んでよかった」、「住み続けたい」を実現するという意味を込め、目標の末尾を「住まいる」として記載しております。

はじめに、「1 協働と交流で住まいる」であります。

こちらは、五つの項目がございます。

地域コミュニティの活性化を促進し、地域間の交流を深めること。また、まちづくりに
おいて、住民参加に多様な手法を用い、町民と行政がともに考え行動するまちづくりを進
めるとしております。

さらに、地域の特性を生かした国内交流や国際交流の推進や、ICT活用による住民サ
ービスの向上と定住の促進を図るとともに、町民に分かりやすい行政の展開や効率的、効
果的な行財政運営を進めることを目標としております。

次に、「2 特色ある産業で住まいる」であります。

こちらは、六つの項目がございます。

はじめに、グローバル化に伴い、国際間、地域間の競争が激化する中、地域資源を生か
した独自の価値を発信していくとしております。

中でも農業は、安全・良質な農畜産物の安定的な供給とともに、競争力を高めていくこ
とで、地産地消や地域ブランドの取組を進め、農業を核とした産業間の連携を強め、地域
全体の産業の活性化を図るとしております。

また、林業は、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、多様な森林づくりと町内産木
材の利活用の促進を図ること。商業は、地域の特性を生かし、地域商業の形成と新しい取
組の支援を行うこと。工業は、既存企業の育成や企業誘致、雇用の場の創出を図るとして
おり、観光につきましても、事業者等と連携し進めるとしております。

次に、「3 人がいきいき住まいる」についてであります。

こちらは、五つの項目がございます。

誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりに取組、子育てと仕事が両立できる環境の整
備や経済的支援などの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができ
る環境づくりを推進するとしております。

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、共に生きがいを創り上げ、安心して暮らすこ
とができるよう、多様なサービスの提供やボランティアなどと連携した共生社会の構築を
推進するとしております。

さらに、予防医療や健康づくりの推進、防災体制の整備や防災意識の向上に努め、安心
して暮らせるまちづくりを進めることを目標としています。

9ページをごらんください。

「4 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」であります。

こちらは、四つの項目であります。

子どもから高齢者まで学び続けられる環境づくりと学習の成果を地域等に還元し、豊か
な生活を送る地域社会づくりを促進すること。

また、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの生きる力を育むとともに、健全な青少
年の育成を推進するとしております。

さらに、アイヌの人たちの歴史や文化、伝統の保存伝承と活用に努めるとともに、スポ
ーツ・レクリエーション面においても、活動の支援と次世代のアスリートの育成に努める
ことを目標としております。

次に、「5 自然との調和で快適な住まい」であります。

こちらは、六つの項目となっております。

自然環境の保護と保護意識の啓発に努め、適正なごみ処理や省エネ、再生可能エネルギーの普及、リサイクルの推進など循環型社会への推進を図るとしております。

また、道路などの生活基盤施設について、計画的に整備を進めるとともに、適正な維持管理により長寿命化を図るとしております。

また、降雪状況に合わせた除排雪など、安全で円滑な交通環境の確保に努めるとともに、大規模自然災害に備えた強靱な社会資本整備に努め、災害に強いまちづくりを目指すとしております。

10 ページをごらんください。

「第3節 主要指標」であります。

こちらは、幕別町の今後10年の目標や指針といったことを記載しております。

「1 人口」についてであります。

住民基本台帳において、平成26年4月の27,714人をピークに、近年では減少傾向にあります。国においても日本の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少しており、このまま推移した場合には、2060年の総人口は、約8,700万人まで減少すると推計されたことから、国をはじめ全国各自治体では、人口の現状と将来推計、取り組むべき課題などを示した人口ビジョンの策定が進められ、本町では、平成28年1月に「幕別町人口ビジョン」を策定したところであります。

人口の推計といたしましては「幕別町人口ビジョン」において、2060年には、19,457人にまで減少すると推計しておりますが、本町の人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率を1.55と設定し推計しております。この1.55というのは、幕別町人口ビジョン策定時に実施したアンケート調査において、希望する子どもの人数から設定した数値であります。

今回、第6期幕別町総合計画におきましても、幕別町人口ビジョンにおける推計を使用することとし、最終年次である平成39年の人口を25,662人とするものであります。

11 ページをごらんください。

「2 就業構造」であります。

計画最終年次であります平成39年における就業者数を13,128人、総人口の51.2%と推計いたしました。

人口の減少、特に15歳から64歳までの生産年齢人口の減少により、就業者数の減少が見込まれるものの、近年の働き方改革を要因とし、また、65歳を超えても働く方が増加することを見込んでおります。

その結果、人口の減少に比べ就業者の減少は低くなると推計しております。就業構造別の就業者数は、表に記載のとおりであります。産業別の就業者数をみますと、本町の基幹産業であります農業を含む第1次産業は減少傾向が続くものの、後継者対策や新規就農者の育成、農業経営の法人化などで一定程度減少が抑えられるとしたところであります。

第2次産業においても同様に減少傾向が継続するものの、景気の回復基調や企業誘致施策の拡充により減少割合が鈍化するものと見込んでおります。

第3次産業につきましては、増加傾向が継続するものと推計しております。

次に、「第4節 土地利用の方向」についてであります。

こちらは、生活・産業の基盤である土地の利用について、関連法令に基づく適正な利用を図ることとし、市街化区域においては、低未利用地や空き地の利活用を図るとしております。

次に、「第5節 各地区の基本方向」であります。

こちらは、3地区から形成される幕別町において、それぞれの特性と課題を踏まえ、各地区の基本方向を定めるものであります。

「1 幕別地区」については、農業の生産性の向上を図るとともに、空き地・空き家の利活用の促進、また、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを行うとするものであります。

「2 札内地区」につきましては、JRや道路など利便性が高い一方、落ち着いた住宅街である強みを生かし、低未利用地の利活用を図るとともに豊かな自然環境との調和と保全を図るものであります。

「3 忠類地区」につきましては、定住促進などによる人口減少を抑える取組を促進し、忠類ICや、忠類・大樹ICの完成による新たな人・物の流れが生まれることが期待される反面、忠類市街地の空洞化が懸念されますことから、道の駅周辺をはじめとした観光振興などにより、雇用の場の拡大を図るとともに、酪農を中心とした地場産業の促進を図るものであります。

12ページをお開きください。

「第6節 まちづくりの体系図」であります。

A3の表でございます。

まちの将来像、基本理念、基本目標は、これまで説明したものでありますが、これらを体系的に示したものがこの節になります。この目標の下にある丸印の囲みの数字の項目は、基本計画に当たる項目であります。

なお、別添資料として総合計画の策定に当たり、これまでの策定経緯について整理しております資料および、今ご説明いたしました基本構想について具体的な施策の方向性を示した基本計画について配布させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） ただ今、第6期幕別町総合計画基本構想についての説明をいただきました。

このことについての質疑をお受けいたしたいというふうに思います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 10年間の基本的な計画でありますから、当然根拠があつて、柱があつてということは理解するところなのですから、一つだけ伺いしておきたい、二つで

すね。

一つは、人口ビジョンなのですけれども、平成 28 年にスタートいたしました幕別町の人口ビジョン計画、出生率 1.55 ということに基づいて、ここで示されているのは、そういった計画と整合性を併せながら、これは当然だと思いますが、約 26,000 人ということであります。

これは、希望的な数字も結構入っていましたので、人口ビジョンそのものも、策定の時に他の市町村よりは実態に合った数字だとは思っていたのですけれども。確か、1.46 から 1.55 ということだったのでしょうか。そこに無理が生じてはいけないというふうにも思うのです。それで、実際この一年間経過してどうだったのか、それを積み上げていって 10 年後この 26,000 というのは、まだ一年ですから見通しということにもなりませんけれども、そこを見通すために過去一年間どうだったのか伺います。

もう一つは、財政計画なのですけれども、幕別町の財政が健全に運営されるこの事業をするのにも相当なお金が掛かっていくということです。それで将来的な幕別町の財政計画を長いスパンで出していただいたのは、庁舎建設を計画する時に、確か平成 34 年までの実質公債費比率というのが出されていまして、16.4%でしたか。今後 10 年後、平成 39 年ということですが、この事業を実施した上で、その公債費比率というのは、どこまで抑えていく計画になっているのか。この数字的にはどのくらいの位置まで下がる計画を持っているのか伺います。

○委員長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） はじめに、1 点目の人口ビジョン、ここ 1 年間はどうかという部分でございます。当初、お話ししたように、策定当時には 1.46 ということで策定しておりましたが、アンケート調査により 1.55 という形の合計特殊出生率を希望としまして、それを将来的に設定しました。

それで、28 年度なのですけれども、これは住基上の部分でございますが、単年度で申し上げますと 1.31 ということで、1.55 にするためには 25 人程度まだ不足しているというような状況が実態でございます。ただ今、いろいろな施策を通じて、こういった産み育てられる環境づくりに努めて、今後この部分につきましては、1.55 に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 実質公債費比率の推移でございますが、手元の資料がちょっとございませんので、計算はしております。大変申し訳ありません。正確な数字は申し上げられませんが、実質公債費比率につきましては、28 年度決算で 12.7%というふうになっておりまして、これから、3 年程度は低下していく予定でございます。庁舎および、コミュニティプラザ等の大型事業を実施しておりますことから若干上がりますが、それからまた 3 年程度してから、また下がっていくというような状況でございます。実質公債費比率につきましては、基本的には 3 年間の平均をもってやっていくものですから、1 回上がると 3 年程度はなかなか下がらないというような流れになってまいりますので、どうなるかということなのですけれども、大きく上がるということはありません。そういう経過で

ございます。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 人口ビジョンは、2060 年までに日本の人口を1億にしようと、キープをしようということの絵が描かれていて、それを逆算するような形で、実質的には町は町で議論はしたのですけれども、そういった希望的な思いも入った中身というふうにも受け取られていたのですよね。

ただ、人口は増えて欲しいと思いますし、出生率も上がって欲しいから、人口ビジョンについてはビジョンだけであれば、そういった夢を描くのも良しという思いもあったのですけれども、実質的な総合計画ということになってくると夢だけでは語れない、実際にそれに基づく政策、農業も事業も全部そうですけれども、特に政策を打つその中身が大きいと思うのですよね。この計画はすばらしいのですけれども、今までとそうそう大きな違いというのは、そんなに急激にボーンと上がるような政策ではないというふうに思うので、実質去年が 1.31 ということであれば、なかなか 1.55 を達成するというのは厳しいということになれば、政策も加味しながらも過大な到達にしていけないということも方向性としては有るのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのように議論されたのでしょうか。

それと、財政計画ですね。実質的に幕別は大変高い 20%を超えていた時代がありますから、そこから考えていくと改善されてきたというふうに思います。庁舎を建て、コンプラを建てても、なお、今の状況と大きく変わらないということであれば、ある程度、今後の安定した財政運営が期待できるのかとは思いますが。

しかし、12%、13%でも他の自治体から比べると、北海道何か比べると決して低い方ではないのですよね。それで、どれくらい下がる見込みですかというのは、他から比べたらまだまだ幕別町は北海道のベストテンとは言いませんけれども、高いところにあるものですから、それでそういう財政のなるべく借金も減らしながらも、たくさんの事業をたっぷりやっていくということをリンクさせると、これもまたちょっと大変な面があるなというふうに思います。

財政のことについては、実際に計画、見通しも持っていらっしゃるということでありますから、それは置きまして、人口のところについては議論の中身をしっかりとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 人口については、今課長からお話ししたとおり、1.55 には 25 人足りないというふうになっております。それを、十分私どもも分析をさせていただきました。去年の流れだけをみますと、本町で行っているマイホーム支援事業何かの効果も表れてきているのかというような数字もあると。

それで、特に 14 歳までの年少人口だけでみますと、転出入を差し引きまして 59 人ほど増えてきているという流れでございます。ただ、やはり 15 歳から 24 歳、これは学齢期になりますので、そうするとやはり人口が減ってまいりまして、ここで 187 人ほど減っているという現状です。それ以降、25 歳以降は逆に 73 人ほど増えているということで、特に

25 歳から 34 歳という働き盛りの若い世代については 59 人増えてきているという状況でございます。そういう施策の効果というのは徐々にではありますが表れてきていると。

そういうことを加味しながら今後 10 年間どのような定住施策を打っていくかと。これは、マイホーム応援事業だけで終わることではなく、町長が常に言っているように施策を総動員していかなければ、人口の増なり、低下を免れるということにはならないだろうという面において、今回の計画においては、そういう人口増に係る分については大きく書かせていただいたというふうに考えておりますのでご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の年齢別のプラス、マイナスを入れまして、そして出生率は 1.31 だったのですけれども、トータルではあるのですけれども、しかし、例えば出生率だけを見た場合には足りないですね。

ですから、その辺の政策の打ち方といいますか、どう言ったらいいのでしょうか。10 年間 26,000、大丈夫だというのであればいいのですけれども、そこはもう少し出生率などに関しては慎重な数字を出していく必要がというよりは、変更ですね。1.55 をキープしていくということ何か、これは実際には現実に合わせて政策も打ちながら途中で変更していくということはあるのですか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 出生率につきましては、確かに 1.31 ということで 1.55 にちょっと及ばないというのは事実でございます。そういう面においては、繰り返しになりますけれども、そういう施策、産み育てやすい環境にしていくという、これは不妊治療も私どもの町では道の上乗せをやっていたりだとか、保育料何かにおいても国の基準からみたら下がっていたりだとか、いろいろな面でそういう施策を打ちながらこういう結果になっていると。

そういう面においては、アンケート見ますとなかなかその辺が、私どもがそういう施策を行っていることが周知されていないというのも一方で見えてきた部分がございます。そういう面から、内部においてパンフレット何かをつくりまして、幕別町はこういう子育て施策を実施しておりますというような PR も併せて、産み育てやすい幕別ということを PR しながら出生率何かにもつながってくるのかなということで、今後は 1.55、国では 2040 年には 2.07 という数字、高い数字をもっていますけれども、うちは 1.55 に抑えて現実可能な数字として、今後そういう施策を打ちながら頑張っていきたいという意味でございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 頑張ってくださいしかないのだなと思います。今、部長の決意に聞きましたけれども。分かりました。

出生率については、そういった様々な施策を打っていくと。それから、この 15 歳から 24 歳までの、出て行ってしまうと。つまり進学ですとか、学校が終わって就職する場合に地元の雇用ということには就かないで町から出て行かれるということが圧倒的な数字だと思

うのです。この辺の、やっぱり手立てといいますか、政策の強化というのは必要ですね。その辺はどうでしょうか。

あと、その他の年齢については一定の増加がみられますので、この 15 歳から 24 歳に対する対策等を伺っておきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 雇用の関係ということになろうかと思えますけれども。雇用の関係につきましても町のほうで施策を打ってということになろうかと思えますけれども。

特に企業誘致に関して言いますと、最近の景気の動向等、回復基調にあると。それから有効求人倍率等につきましても、1 を超えているというようなことがあります。本町の企業誘致、平成 28 年度では、工業団地 4 件販売できました。本年度、平成 29 年度につきましても 2 件販売予定であります。

そういったことで、町の企業誘致施策を打つことによって、ある程度そういった企業誘致もなされているということで、雇用の場の確保という意味合いで町としても施策に取り組んでなるべく町に勤めていただく、住んでいただくというようなことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いずれにしても、かなりの努力を必要とする努力目標であるというふうにも思います。基本的な計画でありますから、やはり町が活性化していった人口も増えていくというのは、私たちも十分望むところでありますから、さらに 3 か年のローリングでいくと思えますから、そういった今のような点については重きをたっぷり置いていただいて対策を練っていただきたい。そういう裏付けがあって、この計画を推進されたいというふうに思います。終わり。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） 本日、付託を受けた案件であります。資料等を熟読していただいて、今後に役立てていただければと。

本日の質疑についてはこの程度にしたいというふうに思います。

次に、お手元に配付しております、これまで当委員会で出された質疑等の一覧がございますので、この点について説明をいたします。

事務局長。

○事務局長（細澤正典） お手元に第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会で出された質疑等ということで、2 枚にまとめた資料を配付させていただいております。

これは、実質、議論の行われました 9 月 7 日の 2 回目の委員会から、11 月 20 日の第 5 回の委員会までに発言された質疑等を簡単ではありますが、まとめさせていただいた内容となっております。

本日、正式な形で議案第 93 号の基本構想ということで付託を受けております。これの審議に当たりましての参考としていただければということでまとめたものでありますので、ごらんいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸）　これまで出された質疑等の一覧については、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、2番のその他ということで委員の皆さまから何かございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸）　それでは、次回開催日程についてでありますけれども、12月14日といたしたいと思っておりますけれども、お諮りいたします。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸）　事務局長。

○事務局長（細澤正典）　本日の議会運営委員会でも14日の日程について説明いたしましたところですが、一般質問のあとの議案審議が13日に終わりましたら、14日の10時から庁舎建設に関する調査特別委員会というようなことで予定していたところですが、今回、この総合計画に関する特別委員会をということですので、この総合計画に関する特別委員会を10時から開催させていただいて、そのあとに庁舎建設に関する調査特別委員会、そのあと議会運営委員会というような形での開催日程とさせていただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸）　ただ今、議会事務局長から説明がありました。当初の予定が入っているわけですが、先に第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を開催させていただくということでよろしいでしょうか。お諮りいたします。

（よいの声あり）

○委員長（寺林俊幸）　それでは、12月14日、10時からということで次回の会議を開催いたしますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議会の予定は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたしたいと思っております。

（閉会 12：17）

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 12 月 14 日
開会 10 時 00 分 閉会 10 時 25 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 田口廣之
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
小島智恵 若山和幸 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 中橋友子 藤谷謹至 谷口和弥 千葉幹雄
乾邦廣 藤原孟 (議長 芳滝仁)
- 4 傍聴者 長谷川記者 (道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経済部長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
札内支所長 坂井康悦 忠類総合支所長 伊藤博明
教育部長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
政策推進課副主幹 西明正博
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 付託された議案の審査について
議案第 93 号 第 6 期幕別町総合計画基本構想について
2 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長（寺林俊幸） ただ今より、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を開催いたします。

本日の議題につきましては、1番の付託された議案の審査ということであります。

議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想についてであります。

はじめに、新たに資料を出していただいておりますので、その説明を受けたいと思います。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） それでは、お手元に配付いたしました「幕別町財政計画」について、私のほうからご説明させていただきます。

めくりまして、1ページをごらんください。

財政計画を実施するに当たりましての考え方がこちらに書いております。

本財政計画につきましては、30年から34年までの5か年を見越しまして策定したものでございます。総合計画につきましては、30年から39年の10か年ということで、前期5か年の計画ということで位置付けております。

地方財政につきましては、歳入面でいいますと、国の税制改正、また、地方交付税の税会計の出口ベースの状況、また、歳出面におきましては、社会保障費の制度改正および、少子高齢化等による扶助費の増など不確定要素が大変大きいということから、前期5か年の計画としたところでございます。

では、推計値についてご説明させていただきます。

2ページでございます。

併せて1ページの考え方もごらんいただきたいと思います。

財政計画につきましては、平成29年9月時点における推計値としております。そのことから、平成29年度の数値につきましては、9月の第3号補正の数値を反映させているものでございます。

30年以降についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

歳入につきましては、地方税でございますが、比率の大きい個人の税でございますが、政府の中長期の経済財政に関する試算、これ実質成長率を1%程度と見込んでおります。しかしながら、本町における人口減等を勘案いたしまして、0.5%減で見込んでいるところでございます。

また、法人税につきましても、31年10月以降の法人税の事業期間から引き下げられますことから、それらを勘案し、また、土地につきましても、平成30年度の評価替えを反映させております。

また、家屋につきましては、堅調な建築戸数になっておりますが、ほぼ110棟程度ということで、32年は80棟ということで見込んでいるところでございます。

また、償却資産についても0.2%程度減、また、軽自動車につきましては、横ばいから1

から2%増ということで見込んでいるところでございます。

たばこ税につきましては、たばこの値上げ等を反映しまして、本数の減。

また、入湯税につきましても減ということで見込んでおります。

地方税全体といたしましては、30年度は0.5%減、31年度は0.1%減、32年度は0.8%減、33年度は1.8%減、34年度については0.1%減ということで全ての期間について減ということで見込んでいるところでございます。

譲与税、交付金等につきましては、これにつきましては、過去の決算ベースを推計し計上しているものでございます。

地方交付税につきましては、交付税は景気動向および、国における費目の算定方法等の影響が大変大きい税でございます。そのことから、算定に当たりましては、合併算定替えが32年で終了いたしますことから、33年からは1本算定ということになります。推計上につきましては、交付税の趨勢が不透明な部分がございますことから固目に見積もりまして、1本算定をベースにして算定しております。

そういうことから、30年から32年までは1.5%減、その後は0.5%減ということで厳し目に推計したところでございます。

なお、特別交付税につきましては決算ベース、過去の交付額を参考に4億円として算定しているものでございます。

国庫支出金につきましては、過去の算定額、補助金等の額として普通建設事業の状況等を勘案しまして、普通ベースで約8.5億円、普通建設事業ベースで2.5億円程度ということで見込んでおります。

道支出金につきましても、国庫支出金と同様、通常ベースで8億円、普通建設事業で1.5億円を目途に算定しているものでございます。

次に地方債につきましては、普通建設事業等の歳出面の額を勘案しまして普通建設事業費分としまして8億円。

また、臨時財政対策債については4億円ということで見込んでいるものでございます。

その他でございますが、その他については分担金、負担金、使用料および手数料、財産収入等がございますが、その中でウエートの大きい部分としましては、繰入金もその他の中に入っております。繰入金につきましては、財政調整分ということで財政調整基金、また、まちづくり基金を見込んでいるところでございます。

歳出でございます。

歳出につきましては、まず、人件費でございます。

人件費については、普通会計ベースで29年度普通会計の職員数が218人ということで、30年度も218人で見込んでおります。それ以降は、215人ということで見込んでいるものでございます。

見込みにつきましては、退職者の人数から再任用者数を差し引きまして、新規採用分を足し込み算定しております。

なお、再任用につきましては、退職者の2分の1程度ということで見込んでいるものでございます。

次に物件費でございます。

物件費につきましては、前年比で0.5%増で見込んでおります。委託料の増等から、今後0.5%程度伸びるだろうということで見込んでいるものでございます。

また、維持補修費については、これは決算ベースで4億円を見込んでいるものでございます。

扶助費につきましては、決算ベースを参考に、対前年1%増ということで見込んでいるものでございます。今後の社会保障費の趨勢より、大きくここは変動する部分が見込まれます。

また、補助費等につきましては、これは決算ベースで見込んでおります。

公債費につきましては、先ほど歳入のほうでご説明しました地方債の発行額を見込み、償還計画に基づき算定しております。このままいきますと公債費につきましては、32年の19億6,000万円がピークということになってまいります。

次に、繰出金でございます。

繰出金につきましても決算ベースを参考に見込んでおりますが、今後、国保、後期高齢、介護の会計につきましては、高齢化等におけるもの、また、社会保障費の改定において増が見込まれるということで、2%増ということで、それらの会計については見込んでいるものでございます。

続きまして、普通建設事業でございます。

普通建設事業につきましては、28年度に内示しました内示額をもって計上しております。30年、31年はその内示額の額、また、32年以降につきましては15億円をベースに計上しているもので、補助、単独ともに15億ということで見込んでおります。

その他でございますが、その他につきましては、積立金、これは、歳入のその他の中には、寄付金1億円を見込んでいるということで、その分の1億円をそこで見込んでおります。

また、投資および出資金、貸付金については、決算ベースから推計し、その他を求めているものでございます。

以上、30年度におきます歳入、歳出については、143億3700万、31年度は143億5,000万ということで、それ以降、約140億くらいのベースで推移するだろうということでの推計となっております。

また、基金残高につきましては、29年度決算見込みで32億7,500万を見込んでおりますが、その後、歳入不足等の財調で穴埋めするような形で逡減していきまして、34年には13億4,400万ということで見込んでいるものでございます。

以上が5か年における財政計画の推移でございます。

続きまして、3ページ裏面をごらんください。

実質公債費の推移でございます。

実質公債費比率の算定に当たりましての条件の設定が1番に書いてあります。算定に当たりましては、先ほど財政推計の中でご説明いたしましたが、地方債の発行額、これは普通建設事業の発行額を8億ということで見込んでいるものでございます。

また、起債の交付税措置率、これは分母と分子が引かれるものですが、本町の交付税の措置率、今、約6割程度でございます。それらを見込んでおります。

また、標準税収入、普通交付税、臨時財政対策債については、これ三つ合わせて標準財政規模といわれるものでございますが、28年度の額を基に算定しておりまして、標準財政規模は本町においては、28年度、94億7,698万4,000円ということで、分母をこの94億7,698万4,000円を固定した中で推計しているものでございます。

2番、実質公債費比率の実績でございますが、28年度は12.7%ということで算定されております。その後、平成29年、平成30年、平成31年については、12.7%から12.9%、また、平成32年、33年、34年は13%を超え、平成33年が13.3%ということで、今のところピークになるだろうというふうに推計しております。

その後につきましては、35、36年については、13%を下回り、12.8、12.3ということで、また減ってくるということで推計しております。

なお、平成30年代につきましては、この庁舎の建設、またコミュニティプラザの建設、大型事業等によって地方債の発行額が大きかったということで、公債費が増えるということからこのような数字になるということでございます。

以上、幕別町の財政計画についてご説明させていただきました。

○委員長（寺林俊幸） ありがとうございます。

説明が終わりました。

この件につきまして、質疑をお受けいたしたいというふうに思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2ページ目の、歳入、歳出、特に歳出に関わりまして、先般、公共施設総合計画、公共施設を将来、面積、それから実質的な管理費も含めて削減をするというような計画の中で、いろいろな古くなっていった公共施設などの更新が順次計画されていくと思います。

昨日も質問させていただいた中では、学校関係は32年までに計画が出されて、それから具体的に建設が入っていくのだろうというふうに思います。

ここの計画、今出していただいたのは、34年までの計画なのですが、この中にはそういったこれからの大型の建設予定されているものなどについては、ほぼ反映されていないのではないかというふうに、ということは、実際に手掛けられないのではないかというふうに思うのですけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。

それと、次の3ページの公債費比率のことで、これは前段の説明に基づいてつくられているということなので、このとおりのだろうというふうに思うのですけれども、前回の特別委員会の時にも申し上げましたけれども、やはり公債費比率という点では、ずっと幕別町は全道の中でも高い水準できていまして、平成28年度の決算では全道179のうちの29番目に位置付けされていたのですよね。

さらに、もっと将来的な財政の負担率をみていきますと、11番目というようなことで、かなり高い公債費比率、そこに頼った財政運営というふうになっていきます。

その部分だけをにとって大変な町だというふうには思わないのですけれども。やっぱり、

依存度というのは縮小されていくのが望ましいのだろうというふうに思います。その辺の見解といたしますか、認識、伺いたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） はじめに、公共施設等の今後の、いわゆる大型事業等に関する建設事業が、この計画の中に入っているかどうかということだというふうに思います。

これにつきましては、先ほどご説明させていただきました普通建設事業、これは補助単独で 15 億程度見込んでおります。

そういうことから、今後、大型事業につきましても、一気にこの 5 年間でやるということは、これは財政状況からいって難しいのは歪めません。そういう面から、この 15 億、また公債費の状況等を勘案しまして、年度を分けながら実施していくということで、そういう大型事業も見込んだ中で、この 15 億ということで計画しているところでございます。

次に公債費の関係でございます。

将来負担比率のお話がございました。確かにこういう面では、まだまだ本町については数字的には高い状況が続いております。

しかしながら、今後については先ほど財政推計のほうでご説明させていただきましたけれども、2 ページをごらんいただきたいと思いますけれども。

単純に申し上げますと、歳出の公債費については、ほぼ 18 億から 19 億ぐらいの公債費の支出があるかというふうに思います。

それに対しまして、地方債の発行額は 12 億円ということになりますので、その差引でいきますと、ほぼ毎年 7 億円ずつ減っていくということにおいて、それらも意識しながら、この地方債全体の発行額を抑制していこうということで考えております。

ただ、実質公債費比率につきましては、3 年間を平均した数値でございますから、1 年上がりましても、今度、公債費が減ったとしても、次の年にその数字がすぐ反映されるというものではございません。1 回上がるとどうしても 3 年間平均になりますので、その 3 年間の中で徐々に下がっていくということでございます。ということでご理解いただきたい。

それとあと、将来負担費比率についても、これはやはり地方債の発行額が主なものでございますので、それらが上がれば上がっていきませんが、先ほどご説明いたしましたとおり、公債費の償還額と地方債の発行額の差が約 7 億でございますので、それらがずっと続いていけば将来的には下がっていくというふうに見込んでいるものでございます。

○委員（中橋友子） 分かりました。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

ないようですので、この件についての質疑は終了いたします。

説明員の方、大変ありがとうございました。

失礼いたしました。全体を通しての総括という形での質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

それでは、本委員会に付託されました、議案第 93 号、第 6 期幕別町総合計画基本構想についてを議題といたします。

まずはじめに、委員の皆さんからの意見をいただきたいというふうに思います。意見はありませんか。

ないようですので引き続き討論を行います。

反対討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようですので、討論をこれで終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第 93 号、第 6 期幕別町総合計画基本構想について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

従って、議案第 93 号、第 6 期幕別町総合計画基本構想については原案のとおり可決いたします。

なお、報告書につきましては、委員長、副委員長に一任いただきたいと思いますと思いますが、異議はないでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） よろしく願いいたします。

それでは、若干お時間をいただきましてお礼を申し上げたいというふうに思います。

9 月からの本委員会立ち上げから、委員の皆さんには活発な意見交換、議論をいただきまして、本日の結論まで進めることができました。拙い委員長ではありましたが、皆様のご協力に感謝申し上げます、お礼とさせていただきますというふうに思います。ありがとうございました。

2 番のその他ということで、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようですので、本特別委員会をこれにて閉じます。

(閉会 10 : 25)